

令和4年第2回鬼北町議会定例会

令和4年6月16日（木曜日）

○議事日程

令和4年6月16日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 承認第2号 町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第7 承認第3号 町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第8 承認第4号 町長の専決処分（令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第12号））の承認について
- 日程第9 議案第33号 鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第34号 工事請負契約（清水最終処分場施設整備工事）の締結について
- 日程第11 議案第35号 財産の取得について
- 日程第12 議案第36号 財産の取得について
- 日程第13 議案第37号 令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 同意第4号 鬼北町固定資産評価員の選任について
- 日程第15 議員の派遣について
- 日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第18 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 承認第 2 号 町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第 7 承認第 3 号 町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第 8 承認第 4 号 町長の専決処分（令和 3 年度鬼北町一般会計補正予算（第 1 2 号））の承認について
- 日程第 9 議案第 3 3 号 鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 3 4 号 工事請負契約（清水最終処分場施設整備工事）の締結について
- 日程第 1 1 議案第 3 5 号 財産の取得について
- 日程第 1 2 議案第 3 6 号 財産の取得について
- 日程第 1 3 議案第 3 7 号 令和 4 年度鬼北町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 4 同意第 4 号 鬼北町固定資産評価員の選任について
- 日程第 1 5 議員の派遣について
- 日程第 1 6 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 7 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 8 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 坂 本 一 仁	2 番 兵 頭 稔
3 番 高 橋 聖 子	4 番 中 山 定 則
5 番 末 廣 啓	6 番 山 本 博 士
7 番 松 下 純 次	8 番 福 原 良 夫
9 番 程 内 覺	1 0 番 松 浦 司
1 1 番 赤 松 俊 二	1 2 番 芝 照 雄

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 伊 藤 夏 美

○説明のため出席した者

町 長	兵 頭 誠 亀	副 町 長	井 上 建 司
企画振興課長	小 川 秀 樹	総務財政課長	水 野 博 光
危機管理課長	芝 達 雄	町民生活課長	善 家 直 邦
保健介護課長	那 須 周 造	環境保全課長	森 明
農 林 課 長	松 本 秀 治	森林対策室長	東 英 範
建設課長	上 田 司	水道課長	上 田 司
日吉支所長	山 本 雄 大	会計管理者	古 谷 忠 志
教 育 長	松 浦 秀 樹	教 育 課 長	谷 口 浩 司
農業委員会会長	川 平 定 計	農業委員会事務局長	松 本 秀 治
代表監査委員	田 中 清 志		

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

○議長（芝 照雄君）

改めて、皆さんおはようございます。

ただいまから、令和4年第2回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和4年第2回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、愛媛県内では、4月1日に、特別警戒期間から感染警戒期に警戒レベルが引き下げられ、県内感染者数も100人から200人前後で推移し、医療への負荷という点では落ち着いた状況となっております。

ワクチン接種につきましては、鬼北町における3回目接種率が、総人口ベースで72.3%と県内でも比較的早く実行できておりまして、これもひとえに病院の先生方をはじめ、町民の方々が素早く御理解をいただいたおかげだと感謝いたしております。

一方、社会活動に目を向けますと、1年前2年前と違い、各地でイベントが復活するなど徐々に社会が動き出しておりまして、ウイズコロナを推進しようという国の思いが届いていると思われまます。

ただ、鬼北町におきましては、区長・組長会で申し上げましたとおり、高齢者の方々を中心に、地域を守るという思いから感染対策に重点を置いていただいております。国・県の考えと高齢者の皆さんの考えには、少し相違はありますが、これはどちらも正しいものでありまして、その狭間を埋めていくのも町行政側の仕事だと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

さて、本日の定例会には、専決処分に伴う条例の一部改正2件、専決処分に伴う一般会計補正予算1件、条例の一部改正1件、工事請負契約の締結1件、財産の取得2

件、一般会計補正予算1件及び同意案件1件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、令和4年第2回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、3番、高橋聖子議員、4番、中山定則議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長から、令和3年度鬼北町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書、令和3年度鬼北町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書及び令和3年度鬼北町一般会計事故繰越し繰越計算書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、環境保全課、日吉支所の所管に係る定期監査及び令和3年度実施のサテライトオフィス等施設整備事業ほか3件の事業に係る随時監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和4年2月分、3月分、4月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

次に、教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和3年度鬼北町教育委員会点検・評価報告書の提出がありましたので配付しております。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から鬼北土地開発公社の経営状況を説明する資料として、令和3年度決算に関する書類と令和4年度の予算に関する書類を配付しております。

なお、この決算は、理事会において承認済みです。

また、株式会社森の三角ぼうし、株式会社日吉農林公社、株式会社夢産地それぞれの経営状況を説明する資料として、令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業の計画に関する書類が提出されましたので、配付しております。

なお、この決算及び事業の計画等は、通常総会において、承認済みのものです。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙、議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、愛媛県町村議会議長会第73回定期総会が、令和4年3月30日、松山市で開催され、令和4年度事業計画及び予算が原案のとおり承認されました。その詳細は、議会事務局に資料を保管しておりますので、後刻、お目通しください。

ここで5月30日に東京都で開催されました、令和4年度町村議長、副議長の研修会について、赤松俊二副議長から研修報告を受けます。

○11番（赤松俊二君）

改めまして、おはようございます。

それでは、研修報告をいたします。

全国町村議会議長・副議長会主催による令和4年度町村議会議長・副議長会研修会が、3年ぶりに5月30日、東京国際フォーラムで開催され、全国から約1,600人の町村議会議長、副議長が参加され、本県からは、9名の正副議長ほか関係者が出席をいたしました。

研修会は、南雲正全国町村議会議長会長の開会の挨拶で始まり、次のとおり、講演が行われました。

まず、はじめに、東京大学名誉教授である大森彌氏から「町村議会のあるべき姿について」。続いて、大正大学社会共生学部教授、江藤俊昭氏から「町村議会議員報酬について」。最後に、上智大学法学部教授、三浦まり氏から「地方議会とハラスメント」についての御講演をいただきました。

江藤先生からは、全国町村議会議長会、議員報酬、政務活動費の充実に向けた論点と手続、住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備の報告書をどう読むの

かといった内容分析、議員のなり手のすそ野を広げるための様々な取組など、詳細に説明してくださいました。

それぞれの議会でなり手不足の問題を抱えるに当たり、参考になるお話をいただき、大変有意義な研修となりました。

以上で研修報告を終わります。

○議長（芝 照雄君）

次に、5月30日から6月1日の3日間、総務産業建設常任委員会、厚生文教常任委員会及び予算常任委員会が合同で東京都へ視察調査に行ったので、高橋聖子厚生文教常任委員会委員長から議員派遣の報告を受けます。

○厚生文教常任委員会委員長（高橋聖子君）

令和4年度常任委員会合同視察研修への議員派遣について報告いたします。

令和4年5月30日から6月1日の3日間、東京都においてJR四国予土線の維持存続について、及び木質バイオマス発電についてのテーマに、議員8名が視察調査及び研修を行いました。

はじめに、東京都千代田区衆議院第二会館で、国土交通省鉄道局鉄道事業課JR担当室職員3名から、主にJR四国に関する国の支援と今後の計画及び赤字ローカル線の沿線自治体が鉄道を核とした公共交通体系を将来にわたって維持するための取組について講義を受けました。

令和2年3月、国土交通省は、JR四国に対し10年後、令和13年度の経営自立を目指し、長期経営ビジョンの策定など、経営改善に向けた取組を着実に進めることを求めました。

これに対し、JR四国は、2030年度の連結売上高を1.2倍の600億円とするホテルチェーンなど、非鉄道事業における利益を拡大するなどの長期経営ビジョン2030を公表いたしました。

その後、国土交通省は、JR四国に対して、経営自立に向けた取組を進めるため、厳しい経営環境を踏まえつつ、経営安定基金の運営益の安定的な確保を図る、整備投資に必要な資金を出資する、JR四国の債務を株式と交換して企業再生を図るなど、総額1,025億の支援などを令和12年度まで継続拡充することを決定しました。

沿線の人口減少、道路整備の進展などにより、ビジネスモデルの限界となっているローカル鉄道事業について、鉄道事業者及びその沿線自治体が、今後、どのように取り組むかは、経営係数1,000円以上の路線が多いJR北海道を参考にしていきたいとの説明がありました。

J R北海道では、自治体と共同でアクションプラン実行委員会を設置し、鉄道やバスによる地域のあるべき交通体系について徹底的に検討し、様々な取組が実施されているとの説明がありました。

現在、国土交通省では、鉄道事業と地域の共同による地域モビリティ刷新に関する検討会を設置し、鉄道事業者と沿線地域が危機意識を共有し、相互に共同、協力しながら、輸送サービスの刷新に取り組むことを可能とする策定の在り方について議論、検討しており、今年夏までに結論を得て予算に反映していくとのことでありました。

最後に、講師から、今まさに鉄道事業者と地域沿線自治体が、地域にとって最適な公共交通の在り方を議論してほしいとの要望がありました。

続いて、経済産業省資源エネルギー庁職員から、主に小規模木質バイオマス発電の今後の採算性の支援についての講義がありました。

木質バイオマス発電は、国の第6エネルギー基本計画において災害時のレジリエンスの向上、地域産業の活性化を通じた経済雇用への波及効果が大きいなど、地域分散型、地域地消型のエネルギーとして多様な価値を有するエネルギー源であり、特に国産木質バイオマス燃料の供給拡大に向けてバイオマス関係省庁が連携して市場取引の活性化等の取組を推進し、燃料等の低減と燃料材が重要な収益機会になりつつある林業者の経営の安定化との両立を図ると位置づけられていると説明がありました。

一方で、木質バイオマス発電は、利用できる資源は限定的で、燃料の持続可能性の確保が課題となっているとの説明がありました。

現在、資源エネルギー庁と林野庁で、林業木質バイオマス発電の成長産業に向けた研究会を設置し、早生樹、広葉樹の活用を含む森林資源の持続的活用や熱利用の推進の対応について検討したところであり、今後、取組を推進するとのことでありました。

また、6月1日、株式会社翔栄クリエイトの東京都新宿本社で事業部長、岩本様から、木質バイオマス発電の仕組み、ボイラー、タービン機械の仕組み等の説明がありました。

鬼北町で予定している木質バイオマス発電プラントについては、現在、愛媛県内の企業との共同出資を検討しており、2024年、令和6年の夏、または秋頃に稼働する予定であるとの説明がありました。

その他、国会議事堂の見学として、岸田内閣総理大臣をはじめ、全大臣が出席され、令和4年度補正予算2案の総括質疑が行われていた参議院予算委員会を傍聴いたしました。

以上で常任委員会合同視察調査の議員派遣報告を終わります。

○議長（芝 照雄君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。

お手元の町長行政報告に、3月定例会2日目以降の行動状況を提示いたしております。

5月13日、エフナン、FM南海放送ラジオ連携協定の締結式に出席いたしました。南海放送がFM局での放送を開始したことから、これまで以上に情報の共有、相互提供を推進し、より密着した地域情報媒体として、また災害時の活用コンテンツとしても連携機能強化していくことといたしました。

また、鬼北町の出身であって、大正時代に大空に夢を抱き、努力の末に翼を手に入れた日本発の女性飛行家、兵頭精さんのラジオドラマ、「フライングガール」が、FM南海5月22日に90分放送されたところであります。

さらに、FM南海の朝の番組「モーニングディライト」金曜日担当で、鬼北町日吉地区出身の熊本フミさんに現在応援サポーターとして鬼北町の情報発信をしていただいております。

5月21日、第2回予土線FunFun祭りが開催され、四万十町窪川駅に行ってみました。予土線沿線の自治体首長等が参加、また高知、愛媛両県関係者、さらに予土線と関係が深い株式会社海洋堂、宮脇専務など多くの関係者により観光イベントとして情報を発信してまいりました。

5月29日、愛媛FCのマッチタウンイベントがあり、当日は、鬼北町と松前町が担当となり、会場を盛り上げました。鬼北町からは、夢2大使、鬼王丸、きほくん、きじの助、鬼北サッカーファンの子どもたち、太鼓集団魁演奏、さらに県立北宇和高校からポニーなどの乗馬イベントなども参加していただき、鬼北町の応援としてアピールしてくれました。

スタンドには、広見中学校1年生の福鹿さんの絵画作品が大きな応援旗としてしっかりと飾られておりました。

6月4日、木村真三氏、ルバン・オルガさんによる、ウクライナ情勢の講演会を開催いたしました。1週間前からの緊急企画であり、コロナ禍を考慮し大変心配しましたが、会場2か所において約100名の参加があり、避難者本人の生の声とともに、マスメディアでは聞いたことがないウクライナ国土の現状を拝聴したところでありませ

す。急な御案内にもかかわらず、多数の議員に御参加いただき感謝いたしております。

最後に、コロナ禍により今年も各地域で実施しました区長・組長会において御参加いただきました議員各位に対しまして御礼申し上げ、行政報告とさせていただきます。

引き続き、令和3年度鬼北町一般会計及び特別会計に係る出納閉鎖の状況につきまして、お手元に配付しております資料により、会計管理者が説明申し上げます。

○会計管理者（古谷忠志君）

令和3年度予算に係る出納閉鎖を去る5月31日に行いましたので、その概要についてお手元に配付しておりますA3の資料、令和3年度鬼北町出納閉鎖の概要で御報告をいたします。

まず、一番上の段、aの欄の一般会計につきましては、歳入歳出とも予算現額104億3,808万8,000円に対しまして、収入済額は90億8,679万2,387円で、予算に対する執行率は87.05%、また、支出済額は87億2,211万1,674円で、執行率は83.56%となり、その結果、一般会計の収支差引繰越額は、3億6,468万713円となっております。

続いて、右端備考の当年度の欄をご覧ください。

令和4年度に繰越明許費として27事業、12億4,923万3,000円、次期繰越しとして1つの事業、440万円を繰越ししており、これらの繰越事業に充当する一般財源は3,259万3,000円となっております。

なお、事業の内訳につきましては、本日、別途に配付されております繰越計算書で御確認をください。

次に、特別会計について御報告いたします。

特別会計につきましては、収入済額、支出済額、収支差引繰越額は、会計別にそれぞれこの表の内訳のとおりとなっております。特別会計8会計の収支差引繰越額の合計は、特別会計の合計bの欄の収支差引繰越額のとおり、4,025万9,972円となっております。

なお、診療所特別会計及び農業集落排水特別会計で明許費として右端の備考、当年度欄のとおり、合計で5,803万3,000円を繰越ししており、これらに充当する一般財源は、合計で613万3,000円となっております。また、右端備考の当年度の欄の内訳のとおり、繰出し、繰入れを行っておりまして、一般会計への繰出金合計が、用品及び住宅2会計で232万1,467円。一般会計からの繰入金合計が5億84万7,533円。国保会計からの繰入金1,217万5,000円となっております。

一般会計と特別会計の合計は、cの欄のとおり、予算現額138億9,678万9,000円に対しまして、収入済額は123億1,822万4,526円で、執行率は88.64%。

また、支出済額は119億1,328万3,841円で、執行率は85.73%、収支差引繰越額は4億494万685円となりました。

次に、下段のその他の欄の基金額につきましては、3月31日現在で、22基金合わせまして53億8,754万7,224円。

また、歳計外現金につきましては、2,400万8,143円を4年度に繰越しをしております。

以上、令和3年度予算に係る出納閉鎖の概要の報告とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、中山定則議員、程内覺議員、以上の3名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

末廣議員、ただいまから質問時間は60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○5番（末廣 啓君）

議長、マスクしたままでいいですか。

○議長（芝 照雄君）

はい。

○5番（末廣 啓君）

議席番号5番、末廣啓です。

先の通告書のとおり、3件、一問一答方式で質問をいたします。よろしくお願いいたします。

質問1、鬼の造形物について質問します。

鬼のまちづくりを推進する鬼北町の取組の1つとして、鬼の造形大賞コンテストを2015年から実施しているが、今後どのように考えているか、下記のことについて問う。

(1) 7回のコンテストを終えています。現時点で、総数で何体、造形物を保管しているのか。

(2) 今現在どこに保管しているのか。

(3) 壊れたり、変色したり、傷んだりしていないのか。

(4) 保存施設、もしくは展示施設を構える構想はあるのか。

4点、伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の鬼の造形物についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の7回のコンテストを終えているが、現時点での総数で何体保管しているのかとの御質問であります。

御承知のとおり、鬼の造形物大賞については、2015年から、鬼のまちづくり事業の1つとして取り組んでいるところでありまして、町ホームページや広報、また書店販売されるイベント情報誌からコンテスト募集専門サイトなどのSNS等も活用し、全国から募集をしているところであります。

これまでの出展数の内訳といたしまして、第1回出展数62作品、第2回57作品、第3回52作品、第4回57作品、第5回58作品、第6回73作品、第7回103作品、合計で462作品を出展いただいております。

次に、2点目の今現在どこに保管しているのかとの御質問ですが、過去、出展していただいた作品につきましては、移転前の南予森林組合の事務所に保管しているほか、作品の一部については、役場庁舎内や道の駅、新築された南予森林組合の事務所に展示をしているところであります。

次に、3点目の壊れたり、変色したり、傷んだりしていないかとの御質問ですが、出展いただく作品については、粘土素材、紙、金属、陶器、糸、木材のほか、

作品素材は様々であり、その取扱いについては十分注意を払い、丁寧に扱っているところでもあります。しかしながら、梱包ケースからの取り出し時に一部が破損、また、作品到着時において既に破損している場合もあり、作品展示の際には、作品画像を元に、担当課で可能な限り修復、復元を行っているほか、展示終了後は、梱包時の状態で収納し、経年劣化による傷みや色落ち等のないよう、保管に努めているところでもあります。

次に、4点目の保存施設もしくは展示施設を構える構想はあるのかとの御質問であります。現在は、過去に出品いただいた作品につきましては、移転前の南予森林組合の事務所に、保管、保存をしているところでもあります。展示期間終了後においては、作品のほとんどが、展示されることなく保管されている状態となっており、今後も、鬼のまちづくり事業として継続していく上で、展示施設の在り方、整備については、できるだけ早く検討すべき課題であると認識いたしております。

これまでも所管の企画振興課において、遊休施設や空き家を活用した展示施設、また、造形物の製作設備を備えた新設の展示施設等を視察するなど、造形物展示施設の整備について検討を進めているところでございますが、現時点では、整備時期や整備概要など、具体的にお示しできるものはございません。

ただ、出品された作品は、誰もが本庁舎玄関口に飾りたくなる作品や、鬼のまちづくりに賛同いただいた全国の作者の思いというもの、また、作品に込められたアピールの多様性は、逆に、鬼の住むまち鬼北町から情報発信するべきものなのではないかと思っております。

先日のイベント、切手シート、これでございますが、このような切手シートの作製もすばらしい作品への感謝の気持ちと、自分自身の作品が切手になるという発見をお届けしたものであり、造形物の活用方向におけるさらなる付加価値は、さらに大きいと考えております。

今後におきましても、引き続き、鬼北町における造形物展示施設の在り方について、検討を進めるよう指示をしているところでもありますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、（２）について再質問はありますか。

○５番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは（３）について再質問はありますか。

○５番（末廣 啓君）

今ほど答弁いただきましたが、庁舎や道の駅、新しい森林組合等に展示しているというふうなことでしたが、移動するときに、移動させるときや、一般の方が来庁されたときとかに触ったりされて壊れたりするようなことはありませんか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（小川秀樹君）

一般の方、触った等によって、展示物等について触られたとか、あと接触等によって壊れたと、破損したというような状況は、今まではございません。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、よろしいですか。

○５番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、（４）について再質問はありますか。

○５番（末廣 啓君）

遊休施設とか、空き家とかを活用して展示施設の検討をしているというようなことでしたが、今現在、展示施設がない現状では、先ほど言われたような庁舎とか、森林組合とか、道の駅に展示することも必要なことかもしれませんが、先ほどお伺いしたように、今のところ壊れてはないということですが、動かすことによって壊れたりすることも、傷んだりすることもあると思います。

私自身としては、１か所に展示するほうが、皆さんも考えは同じだろうと思うんですけども、１か所に展示するほうが作品も傷まないし、見る側にとってもよろしいかと思えますし、そして、何より集客といいますか、見に来られる方、集客の面においても有効かと感じております。

先ほど言われましたように、遊休施設というふうなことで、来年度には、近永保育

所辺りも遊休施設になるのかなと思っております。

賑わい創出プロジェクトを展開している今、鬼の展示施設も効果ありと考えておりますが、どのような検討をしているのか。

もうプロジェクト、コンテストを開始されて7年たちます。462体の造形物、コンテストが終わったら、展示が終わったら、終わったら展示されることもなく、保管されておるといことで、一般の方々には目に触れない状態でずっと倉庫といいますか、森林組合の事務所に眠っているわけなんです、ぜひ、なぜ整備に検討を重ねながら整備になかなか着手できないのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

鬼のまちづくりの事業というものについて、私もどんどん進めていきますということは、1期目から話をしておったわけですけども、御承知のとおり、やはり私が町長就任時には、2つのモニュメントについて、賛成の方もいっぱいいらっしゃったんですけども、やはりもっと福祉のほうにお金を回すべきではないかというふうな御意見もありまして、それは民意としてしっかりとその調整といいますか、それから4年、5年たちまして、鬼のモニュメントそのものについてどれほどの効果があったかというのは、農産物を、直産市に出していただいております方も含めまして、様々に評価をいただいております。その時間の経過とともに民意というものが少しずつ大きくなっていると私は実感しております、それまでの間は少しずつ温めることも必要なのではなかったのかなと思っております。

ここ二、三年につきましては、御承知のとおり、広見中学校とそれから保育所というような大きな整備というものがありまして、それを順次やっていくためには、私が思っているのは、今のここ3年、4年の計画については、しっかりと預貯金につきましては計画はしておりましたけども、どの規模で、またこれを新築のほうがいいのか、または、既存のものがいいのかということについて、保育所の統廃合のことも含めて様々な御意見があろうかと思っておりますので、そこら辺りも調整する必要があるんじゃないかなと私は思っております。

ただ、私の個人的な意見としては、ぜひともやりたいなど。早急にやりたいという気持ちはあるわけでありまして、場所等については決まってないという状況で、今は御報告させていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問。

○5番（末廣 啓君）

議会でも昨年の11月だったと思うんですけども、高知県の四万十町にあります、かっぱ館に視察研修をいたしました。当然、皆さん御存じでしょうが、オープンして10年と、今年で10年になるそうです。造形物のほうは、1,700体ぐらい所有されています。来場者は10年間で70万人、ここに二、三年はコロナ禍で少なくなっているというようなことでしたが、70万人の来場者があると、あのへんぴなところに70万人、来られておるとお聞きしております。

鬼の造形物についても462体、これまでに出品されております。私たちも見せてもらっておりますが、かなり優れた作品が数多くあるように思います。これを森林組合の旧事務所に保管されておるようでは、せっかくいいものを宝の持ち腐れですか、そういうふうなことになるんじゃないかならうかなと思っております。

全国的に募集しているのであれば、先ほど町長言われましたが、早急に展示施設を造りたい考えは持っているというようなことを言われましたけども、そういう施設を造ることによって製作者、作った方とか、一般の方々にPRすることで鬼北町という町の知名度アップ、認知度アップにつながっていくんじゃないかならうかなと感じております。それによって、鬼北町を訪れる人もかなり増えてくるんじゃないかならうか。いろんな面で多方面で効果があると思っております。

検討することも必要でしょうけども、早急に施設を造る、造ってほしい、造る意思があるかどうか、最後に町長、もう一度お聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

造る意思はございます。ただ、先ほども申し上げましたように、この施設そのものを造ることが目的ではなしに、それによって、町内の町民の方々がどのような思いといたしますか、鬼のまちづくりをどう理解していただき、また、自分がまちづくりに参画してもらえるのかどうか。そして、町外の方々には、さすが鬼のまちづくりだなと言われるようなものにすると。その付加価値というものをソフト事業としてしっかりとこういうことを運営するのだということを議会にお示しをしなければ、施設を造りますでは、なかなか御理解いただけないと私は思ってます。

造ることは、もちろん造りたいんですけども、しっかりとした運営方法、いかに町内の方、また町外の方を集客できるのか、そこら辺りもしっかりとした計画があったほうが私はいいいんじゃないかなと。そこには少し時間が必要なんじゃないかなと。場

所、それからタイミング、それから規模、そこら辺りについてももう少し、また議員さんからいろいろと御提案いただければ幸いです。

よろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問ありますか。

○5番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、末廣議員、質問2について質問を行ってください。

○5番（末廣 啓君）

質問2、E-BIKEのレンタル状況についてお聞きしたいと思います。

昨年6月に、レンタサイクルの利用が開始になりましたが、そのことについて下記のことをお伺いします。

（1）どこで借りられるのか。利用料金はいくらなのか。

（2）何台配置されているのか。機種はみな同じなのか。

（3）これまでの利用状況は、月別に、また配置場所別にどれぐらいの利用があったのか。それと今年のゴールデンウィーク、行動制限が解除になりましたけども、ゴールデンウィーク中の利用状況はどうか。

それと（4）普段乗り慣れない電動アシスト自転車ですが、現在までにレンタル中の事故、怪我等の発生はないのか、4点お伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第2番目のE-BIKEのレンタル状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のどこで借りられるのか、利用料金はいくらかとの御質問についてですが、御承知のとおり、E-BIKEのレンタサイクルについては、昨年6月からサービスを開始したところでありますが、道の駅広見森の三角ぼうしと日吉夢産地、また、成川溪谷休養センターでも利用が可能となっており、利用料金は1日当たり500円に設定いたしております。

2点目の何台配置されているか、機種はみな同じなのかとの御質問であります。

現在広見森の三角ぼうしに6台、日吉夢産地に4台、成川溪谷休養センターに4台、合計14台を配置しているところであります。機種につきましては、ロードツーリングに適したクロスバイクと、未舗装などの悪路に適したマウンテンバイクの2種類のスポーツタイプを3施設に2台ずつ配備しているほか、広見森の三角ぼうしには、軽量で街乗りに適したシティタイプも2台配置し、3種類のE-BIKEの利用が可能となっております。

次に、3点目のこれまでの利用状況は、月別に、配置場所別にどれぐらいの利用があったのか。今年のゴールデンウィーク中の利用状況はどうか、との御質問であります。まず、昨年6月から今年4月までにおける配置場所ごとの月別利用状況につきまして、6月が、広見森の三角ぼうし3台、日吉夢産地ゼロ。7月が、森の三角ぼうし2台、夢産地ゼロ。8月が、森の三角ぼうし7台、夢産地6台。9月が、森の三角ぼうし12台、夢産地6台。10月が、森の三角ぼうし6台、夢産地7台。11月が、森の三角ぼうし11台、夢産地7台。12月が、森の三角ぼうし4台、夢産地ゼロ。1月が、森の三角ぼうし2台、夢産地ゼロ。2月が、森の三角ぼうし6台、夢産地ゼロ。3月が、森の三角ぼうし10台、夢産地ゼロ。4月が、森の三角ぼうし9台、夢産地2台、合計、広見森の三角ぼうしが72台、日吉夢産地が28台の利用状況となっております。

なお、成川溪谷休養センターについては、各月とも利用のない状況が続いておりますが、これからのキャンプ・シーズンや夏休み期間中において、利用の周知等強化し、愛媛県が推奨する自転車文化の普及について推進を図っていきたいと考えております。

また、今年のゴールデンウィーク中の利用につきましては、広見森の三角ぼうしで12台の利用があり、他の施設については利用のない状況となっております。

次に、4点目の普段乗り慣れない電動アシスト自転車だが、現在までにレンタル中の事故・怪我等の発生はないかとの御質問であります。現在までに、事故や怪我等が発生した事案はないと伺っておりますが、引き続き、各施設と連携し、安全な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

利用料金についてですが、1日レンタルして500円、これが妥当な料金かどうか私は分からんのですが、道の駅三間とか、松野町でもレンタサイクルをされておると

思うんですけども、三間とか松野町と比べて金額的なものはどんな状況でしょうか教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問ですが、松野町、三間町が実施されているレンタサイクル事業の利用料金等はちょっと承知をしてない部分がございますが、鬼北町におけるレンタサイクル事業につきましては、各施設に事業をお願いし、また事業をお願いする中で、自転車のほうは対応させていただいておるところです。こちらのほうから金額のほうを幾らに設定してくれとか、利用料金を徴収してくれとか、そういったようなお願いはしてはないところではございますが、各施設さんがレンタサイクル事業の事務を扱っていただく中で、手間賃相当分を利用料として徴収をさせていただいている部分でございます。ばらつきのないように500円を目途に設定を調整させていただいているものと理解をしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

三間とか松野町の状況は分からないということなんですが、ぜひ調べていただいて、比較されてみてはどうかと思います。よろしくお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

この後、時間をいただきまして、後刻に報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、後刻報告でよろしいでしょうか。

○5番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、（３）について再質問はありますか。

○５番（末廣 啓君）

先ほど三角ぼうしと夢産地と成川の利用状況について答弁いただきましたが、成川がずっとゼロというふうに、これはちょっと後でまたお聞きしたいと思います。この三角ぼうしで７２台、日吉夢産地で２８台、当然導入前に大体どれぐらい利用があるというふうな状況を推定されて導入されていると思いますが、この数字は７２台、２８台、成川の分はゼロというふうな数字は、想定内かどうか教えていただきたいと思えます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

レンタサイクル事業の利用料の見込み等の御質問であります。当初夏休み期間であるとか、連休、あと週末等利用があると見込んだ中で、整備を図る形で検討させていただいているところではございますが、コロナ禍の関係等もありまして、なかなか見込めない状況等もあったと承知をしております。

特に、成川のほうは、先ほど答弁がありました。今までにゼロということで、状況を御確認させていただいたところ、宿泊者を対象に利用を図る予定ではありましたが、コロナの関係で利用に消極的であったと。また、高齢の方等については、自転車に乗らず近隣を散策して楽しむ、そういった状況の部分があり、なかなか利用につながってこなかったというふうにお聞きをしております。

以上です。

○５番（末廣 啓君）

想定内かどうかをお聞きしたんですが、今のお答えだと想定より少ないということですかね。分かりました。

それと、成川溪谷にも４台配置をされておりますが、１年を通じてゼロというのは、ちょっとあまりにもひどい数字だなと思っております。今後これ、成川について現状を踏まえてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。どのような対策を立てられるのかも含めてお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

先ほど利用率がゼロということで、現在、指定管理者に事業をお願いをしている部

分がございいますが、宿泊サービス、また、食事のサービス、そういったものに含めてプランを展開できないかと。そういったことで、せんだって、ちょっと協議をさせていただいた部分ではございます。そういったプランの開発に併せて周知を強化させていただきたいなど、そのように考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

そうしたら現状の成川における自転車の台数とかは、今後もこのまま続けていくということですか。

それと、周知方法といえますか、についてどれぐらいの宣伝をされているのか。成川に宿泊に来ました。それまで貸出しサイクルがあるとは知らなかったということで、着いてから貸出しサイクルがあるということでは、なかなか利用者も想定外のことで難しいと思いますが、もっと情報誌とかいろいろなものを通じて、レンタサイクルがありますよというような周知を全国的にしたほうが、泊まる人にとってはよろしいんじゃないかなと思います。そこら辺はどんなですかお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目の台数このままで考えているかというような御質問でございましたが、台数については、今後、周知を図るという部分もございますので、当面の間は4台で、現状どおりで考えているところでございます。

2点目の周知等をどういったようなことで図っているのかというような御質問であったかと思いますが、現状、指定管理者のほうでネット予約等をお願いをしている業者さんのほうで、宿泊等の予約サービス等については、周知を図っているということはお聞きしましたが、その中で、レンタサイクルの使用が可能と、そういった情報の告知がちょっと足りてない部分もあるとお聞きしておりますので、その部分も修正を求めていって、レンタサイクルが可能だよということを広く予約サービスの中での周知ができるように促進を図れるように実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○5番（末廣 啓君）

成川溪谷だけに限らず、三角ぼうし、夢産地にもレンタサイクルがありますよとい

うようなことを大々的に宣伝を重ねていただきたい。大いに利用していただいて町内を駆け巡ってほしいなと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、近永駅には、配置されてないような状況なんですが、ぜひ、鬼北町の玄関口近永駅にも利用可能なレンタサイクルを置いたらどうかと考えますが、成川の分を近永駅とかに何台か移動するような考えはないですかお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

県内の自転車文化の普及というところで、知事をはじめ、様々な経済団体のほうで自転車イベントが行われておりまして、そこに人材といいますか、そういう部分が鬼北町においては、なかなか追いついてないなというのが実感であります。そこをやはり一気に普及するというのは、なかなか難しいわけでありましてけども、ただ、人材がいらっしゃった場合には、様々なコース設定とか、それから人脈とかいうものでどんどんイベントができると思うんですけども、現在、うちの観光地の1つである成川と道の駅2つに設置をして、取りあえず状況を見ていこうというのが実際のところでありまして。

ただ、これから先は、今言われましたような形も必要でありましょうし、御承知だと思いますけれども、近永の町なかに自転車文化といいますか、それを使った1つの試みといいますか、民間の方がその宿泊場所を設定し、そこから鬼北町からを起点に全国展開をするといいますか、四万十川にその起点から行って帰るといふような拠点基地を借家をされて改修をされたということがありますので、その方のほうにも自転車のほうを少し自転車文化の普及という点でお願いをし、町内の方々にも強く啓発していただくといふようなところもいいんじゃないかなと。それも含めて、近永の町なかという点で、先ほど言われましたように、近永駅というものについても、しっかりとそこらはより高度な自転車文化の普及のための施策としては展開するべきかなと私は思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

もし近永駅の改築がなったときには、自転車を置く考えはありますか、最後にお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

ここで、その中身について全て私が把握しているわけではないんですけども、そういうふうな場所の設定というのは、十分可能じゃないかなと。御指摘いただいた倉庫の部分については、倉庫については、不適當じゃないかという御意見がありましたので、そこも含めて検討の余地は十分あると私は考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問2を終わります。

それでは、末廣議員、質問3の質問をしてください。

○5番（末廣 啓君）

質問3、有害鳥獣侵入防止柵について問います。

鬼北町では、農業を営む方々から、イノシシや鹿、猿などの有害鳥獣からの被害に悩まされている声を多く聞きます。

先日、侵入防止柵設置補助事業について回覧文書が回りましたが、それを目にしたので下記のことについてお聞きしたいと思います。

（1）受益者1名の5a以上の農地の申請者の昨年度の実績を問う。

（2）しいたけ圃場の面積要件がないのはなぜなのか。

（3）道の駅やJA等への出荷者、または出荷予定者の昨年度の申請実績を問います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第3番目の有害鳥獣侵入防止柵についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の受益者1名、5a以上の農地の申請者の昨年度の実績を問うとの御質問であります。令和3年度の申請者は17名、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の整備延長は4,560mで、総事業費321万円に対して、125万5,000円の補助を行っております。

次に、2点目のしいたけ圃場の面積要件がないのはなぜかとの御質問ですが、しいたけ圃場については、5aに満たない小規模面積での生産出荷が可能で、出荷者からの被害防止柵の補助要望があったため、平成29年度に、しいたけ圃場の面積要件をなくして、被害防止対策を実施いたしております。

次に、3点目の道の駅やJA等への出荷者、または出荷予定者の昨年度の申請実績を問うとの御質問であります。申請者数、事業費、補助金額ともに1点目の御質問で答弁いたしました実績と同じでありますので、答弁につきましては、省略をさせていただきます。

以上で、末廣啓議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、（2）について質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

しいたけ圃場の面積要件がないということなんですが、しいたけ生産者は5a未満でも出荷できるというような今答弁だったと思うんですけども、これ要望があったので、ちょっと何年でしたか、平成29年度に撤廃したということですが、例えば野菜農家とかからイノシシが入っていけん、面積要件を撤廃して補助を受けたいというような要望があったらそれは可能ですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室（東 英範君）

ただいまの面積要件についてですけれども、農作物によっては、小規模の面積で出荷可能なものもあるかと思っておりますので、現状を確認して、見直しについては検討していきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

物によっては出荷可能なものもあると思うので検討するという事なんですが、ちょっと確認させていただきたいんですが、この回覧文書で補助対象の町単補助事業のところで、①受益者1名の孤立した5a以上の農地とあります。これは道の駅とかに出荷してない人、JAに出荷してない人のことですか。それと、③の道の駅やJA等

への出荷者、または出荷予定者となっておりますが、これは5 a 未満でも出荷すれば、出荷者となっておれば対象になるのかどうか。ちょっとそこをお伺い、確認したいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室（東 英範君）

ただいまの末廣議員の回覧の文書についての御質問でありますけれども、町の補助事業の補助対象としております要件、3件ありまして、ただいま御指摘いただいたように、受益者1名の孤立した5 a 以上の農地、あとしいたけ圃場の面積要件はなし、そして出荷または出荷予定者という3つを出しております。

このうち、1番、5 a 以上の農地。そして、なお、その中でしいたけの圃場については、面積要件がないという条件になります。なので、1番と3番は2つとも条件を満たして補助の対象になるというものになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○5番（末廣 啓君）

そうしたら、5 a 以上の農地で農作物、野菜とかを作っておっても、出荷してないと補助対象にならないということですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室（東 英範君）

出荷についてですけれども、農業によって収入を得ている、または得るための農地に対する補助でありまして、家庭菜園等につきましては、想定をしておりません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

家庭菜園については、対象にならないということですが、家庭菜園でも、例えば5 a は作ってなくても、2 a とか3 a とか、5 a に満たない家庭菜園をされている方が

おります。その人たちの畑、農地にもイノシシや鹿は入ります。その人たちは自分自身で何か防護柵を作ったり、購入したりして、自己防衛をされておりますが、この設置補助事業というのは、出荷者のための補助事業ですか。17名の申請があったと聞いておりますが、先ほど答弁がありました。出荷者だけの補助事業ですか、そこをお聞きします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

この補助事業につきましては、国とか、県とか、町単とかいろいろあって、そのうちの町単の事業のことでありますが、それで、ある程度孤立しとるとというのは、まとめれば県単でできるとか、地域であれば国でできると、そういうくくりがありますので、町単の場合は、5 a で、ある程度孤立しているところは、ほかで見れないのは町で見ましようということが、まず始まりであります。

今言われたある程度の規模とか、出荷者とか、そういったいろいろあるんですけど、基本的に農林業振興、農業の方々の振興ということで、農林課のほうで補助事業を組ませていただいておりますので、基本的に農業で収益を上げている方、そういった方に対して鳥獣害の対策の補助をするという考えが制度上の立てつけになっておりますので、ある程度趣味でやっている方とか、そういったことをやるのであれば、例えば農林以外の別のそういった趣味とか、そういったところの対策とか、そういった考え方でやらないと、あくまでも農業振興、農家のためにやっているという考えでこの補助事業の立てつけをしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

農業で生計を立てている方のためというふうなことでしたが、補助率が今この回覧文書では2分の1、限度額が20万円というふうに書いてありますが、例えば家庭菜園をされている方も同じ税金を町に納めてますので、受けられる権利はあると思うんですけども、補助率を2分の1を、家庭菜園の人には3分の1とか、4分の1にしますよと。上限額、限度額も20万には至らずに5万円ぐらいは補助しますよというふうな、出荷されている方だけの保護をするんじゃなくて、家庭菜園とかいろいろされ

ておる方にも補助が出るような仕組みは考えられないものか町長にお聞きしたいと思
います。

○町長（兵頭誠亀君）

基本的な考え方というのは、農林課長、森林対策室長が申し上げたとおりやと思う
んですけども、うちの家も母がやっとするものについては、家庭菜園といいますか、農
協に出しておりませんので、自分とこで古いブリキ板ですか、波板を立ててやってお
ります。家庭菜園という部分についてくくりを撤廃してしまうと、多分庭の畑を持た
れる方は全て要件対象となるということになると思うんですけども、そこら辺りを全
部オーケーとするのであれば、よほどの金額というものを設定しなければならないの
かなと思います。

それがいいのかどうかについては、また議会の方々も本当にそれでいいのかどうか
ということは、少し御意見をいただきたいと思います。今のところは考えてはおりま
せん。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

今のところは考えてないということなんですが、ある程度の要件をつけて、家庭菜
園をされている方についても有害鳥獣から多少なりとも守ってあげるというような、
そういうふうな住民サービスといいますか、そういう施策も必要じゃなかろうかなと
思います。ぜひ、考えていただきたいと思います。

町長、よろしくをお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

現在の条例の中で、補助要項の中では、しいたけの分を出して出荷されとる方、道
の駅、またはJAという話でありましたけども、その方が米を出されておったり、兼
業農家であっても農業収入があるというふうな場合、普通の会社員で自分とこの家で
家庭菜園をされとる方とは、少し意味合いが違うのかなという気はいたします。

ただ、私が議員さんと同じ思いになるのは、やはり春になるとタケノコを採りに竹林
に行っても全くないという母の思いなんかも見ておりますので、日常の家庭菜園とい
いますか、農協に出すというふうな出荷ではなしに、四季の営みというものを感じら
れるおじいさん、おばあさんがいっぱいいらっしゃるとするならば、そこについての
支援というものが、実際に鳥獣害の害があるのであれば、少し考えなければならない
かなと思いますけども、ただ、先ほど申し上げましたように、全ての家庭菜園という

ことになってきますと、本当に相当の協議が必要になってくると思いますので、もうしばらく時間をいただく必要があるかなと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問3、（3）について再質問はありますか。

よろしいですか。

○5番（末廣 啓君）

結構です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、これで末廣啓議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午前10時35分とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から、先ほどの末廣議員の質問に対する答弁の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

今議長の話がありましたように、企画振興課長が答弁をさせます。

○企画振興課長（小川秀樹君）

先ほど御質問のごございました近隣市町の道の駅におけるレンタサイクル料金の設定状況でございますが、三間町の道の駅につきまして、1日当たりロードバイクで2,000円、クロスバイクで1,500円、シティバイクで500円。松野町におきましては、種類によらず4時間で1,000円で1日当たり1,500円、一泊二日で2,000円、そのような料金設定の状況となっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○5番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、次に、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

議席番号4番、中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問1、史跡等妙寺旧境内保存整備活用基本計画について。

鬼北町教育委員会は、史跡等妙寺旧境内保存整備活用基本計画を平成29年3月策定した。その後、保存整備スケジュールを平成31年1月に改定。史跡等妙寺旧境内第1期整備基本設計図を平成31年3月に策定した。

次のことについて問います。

(1) ガイダンス地区の駐車場は完成し、ガイダンス施設は今年度完成予定ですが、平坦部A、展望場、その他工事の進捗状況について問います。

(2) ガイダンス施設として、奈良山等妙寺歴史交流館が来年度オープン予定となっている。この施設の管理運営方法、ガイドスタッフは揃っているか等について問います。

(3) 史跡の一般公開に当たって史跡内への一般車両の乗り入れは制限する予定なのか問います。

(4) 共用林道中野川線迂回路は、史跡の保護、一般公開におけるユニバーサル化に必要として計画している。整備についての検討状況を問います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

それでは、中山定則議員の第1番目の史跡等妙寺旧境内保存整備活用基本計画についての御質問にお答えします。

まず、1点目の平坦部A、展望場、その他工事の進捗状況についての御質問ですが、

平坦部Aにつきましては、平成30年度から令和元年度に、斜面安定化対策工事を実施しており、令和5年度に整備工事、案内板及び解説板の設置等を予定しております。

展望場につきましては、令和2年度に展望場デッキ設置工事を実施し、2か所に展望デッキ（3m×3m規模）を設置いたしました。

そのほか、地区内にトイレや休憩所、四阿やベンチ等がございますが、を設置することとしており、設計が完了しているところではありますが、雨水排水処理工事と併せ、一般公開までに完了したいと考えているところでもあります。

また、そのほかの工事といたしまして、今年度は、ガイダンス施設の建築工事完了後、施設内部の展示工事を行う予定といたしております。

次に、2点目のガイダンス施設の管理運営方法、ガイドスタッフは揃っているかとの御質問についてお答えします。

ガイダンス施設の管理運営方法についてですが、施設や史跡を生かした取組の充実を図るとともに、施設の管理を行うため、地域おこし協力隊を募集し、配置することを検討しているところでもあります。ガイダンス施設は、史跡の活用を前提とした施設でありますので、史跡の維持管理・活用を含めた形での運営を考えております。そのため、今年度から、史跡等妙寺サポーター、仮称でございますが、を募集し、ボランティアガイドを養成するための講座を開催することといたしております。

次に、3点目の史跡の一般公開に当たって、史跡内への一般車両の乗り入れは制限する予定なのかとの御質問についてであります。史跡内の中野川林道につきましては、町有林及び国有林の管理道として、国・町の共用林道となっており、愛媛森林管理署（宇和島森林事務所）と、これまで路面舗装や一般車両の制限、迂回路等について協議を行ってきております。

現状の林道は、営林のための道であるため、急勾配で起伏が著しく、一般車両の乗り入れには大変不向きな道路ではありますが、史跡の第一次一般公開までに路面舗装等の林道整備を行う予定はありませんので、現在のところ、史跡内への一般車両の乗り入れを制限することは考えておりません。

次に、4点目の共用林道中野川線迂回路の整備についての検討状況についてお答えします。

迂回路の整備につきまして、路線や工事方法等の検討を進めてまいりましたが、一部地権者の同意が得られないことから、現在のところ、検討が進んでいない状況であります。中野川林道の路面舗装等の林道整備と併せて、より良い方向性を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

答弁いただいたんですが、今の答弁で、改定した史跡等妙寺旧境内第1期整備工事基本設計図で予定されている分は、全てできるのかについて再度質問をいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

教育課長のほうから答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

ちょっと確認なんですけど、反問権ということではありませんが、今のスケジュールについて史跡整備全体計画の図を見ての御質問でしょうか。

○4番（中山定則君）

全員協議会で説明があった、2019年3月に作成された基本設計図です。

○教育課長（谷口浩司君）

私が、今持っている整備計画のスケジュール表によりますと、今のところ、若干遅れておまして、というのが一般公開につきましては、来年度からという計画をしておりましたが、本年5月に、文化庁のほうとの協議を行いまして、どうしても今度行う平坦部Aの整備工事、来年度計画しておりますが、それについて少し遅れるのではないかと御指導いただきまして、一般公開につきましては、令和5年度を令和6年度にいたしまして、その計画で今進めております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ガイダンス施設のところに大型バス2台が止まれるような設計図になっているんですが、その辺どうなっているのか伺います。

○教育長（松浦秀樹君）

教育課長のほうから答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

ガイダンス施設については、障がい者の方が来られた際に、裏のほうに障がい者の

方が駐車するスペースがございまして、そこに町道が走っておりますが、町道の前に若干スペースがございまして、町道の反対側、これは川のほうですが、そちらにも駐車するスペースがありますが、バスが止まれるようなスペースがあるかどうかは、ちょっと私、今現在確認しておりません。

なお、駐車場におきましては、令和2年度にガイダンス施設から50メートルほど下に行ったところに整備をいたしました。そこに一般車両が止まりますが、そこを利用しての大型バスとマイクロバス等の駐車も可能かと考えております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

答弁いただいたんですが、繰り返しになって申し訳ないんですが、この基本設計図の中に大型バス用駐車場設計詳細図というのがありますので、再度確認をいただけたらと思います。

答弁は要りませんが、再度そういうことについて確認をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁はよろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ガイダンス施設の管理運営方法、答弁いただいたのをお聞きすると、地域おこし協力隊の方等ということなんですが、町の職員、学芸員もおられますので、そういう職員の方はそこに交替で配置するとかは考えられてないのかが1点と。

この施設の基本的な考え方というのが示されておまして、そこの中で、ちょっと読ませていただきますと、整備の考え方、史跡に価値を伝え、情報発信や地域コミュニティの拠点となることを目指します。奥の谷に位置する史跡中心部と里をつなぎ、地域住民をはじめ、一般の来訪者を史跡へといざなう憩いの場を提供し、史跡を活用する地域住民の育成や活動の拠点、維持管理、運営管理上の拠点といった機能を有するものとしますということで、今回整備されたものと思いますが、その考えに沿って考

えますと、ガイドスタッフというか、ガイド養成講座、ホームページ等で案内があるようですが、でなくて、それもそうなんです、そもそも基本計画書にもあるガイドスタッフを養成することを考えて、ガイドスタッフの方がその施設に、当初のガイダンス施設では、ガイドスタッフの方の控室というような設計もされていたようですので、その辺も含めて、ガイドスタッフの方、あるいは地域住民の方がこの施設の維持管理に協力いただけるというか、携わっていただけるようなことも施設管理運営の方法としてこの基本計画書の考えに沿って進められたらどうかと考えるんですが、その辺について答弁をいただいたらと思います。

○教育長（松浦秀樹君）

教育課長のほうが答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

まず、第1点目、管理運営についての内容で、地域おこし協力隊を今のところ、教育委員会では配置を考えております。

それについて、さらなる学芸員を配置する考えはないかということでございますが、当町に学芸員が教育委員会に2名配置させていただいております。どうしても整備計画が多年にわたりずっとやっております、平成29年から、計画では14年間、整備計画をやっておりますので、どうしてもそちらのほうにかかり切りになってまいります。現実としては、学芸員を配置することは考えておりません。

先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、地域おこし協力隊を募集をかけるように、もう既に事務手続を行っております、そのような形で配置をさせていただくことを考えております。

それと、ガイダンス施設の運営方法で、ガイドスタッフ等々地域住民の方に管理運営のお手伝いをさせていただいてはというお考えをいただきました。

御承知おきだと思っておりますけど、現在ガイドスタッフにつきましては、回覧で先週の末に各町内に発送させていただきました、ガイドスタッフ、仮称でございますが、史跡等妙寺サポーターの会というのを設けまして、まだ発足はしておりません。その会員の方を募集をいたしまして、ガイドスタッフになっていただくよう、今年講習会、専門の先生とか、町職員が講師となって講習会をやるような形を設けております。

あと将来的にはガイドスタッフさん、学芸員さん、地域おこし協力隊の方とガイドスタッフさん、それと地域の住民の方で組織する会等、運営の会を将来設けたいと考えております、その中で、ガイダンス施設の運営方法なり、活用方法、あと史跡の活用整備方法、後々管理、いろんところで除草とかいろいろありますが、そういう

形のものやっていたかのような形で今進めております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

答弁は分かったんですが、平成29年3月作成の基本計画書の考えに沿ってお願いを特にしたと思います。

それと、施設の入館料についてどうされるのかについて質問をいたします。

○教育長（松浦秀樹君）

教育課長のほうが答弁いたします。

○教育課長（谷口浩司君）

まず、基本計画は先ほど言いましたように、平成29年当初、29年、30年度基本計画を策定いたしました。先ほど答弁の中で申し上げましたが、文化庁のほうからの指導がありましたので、若干基本計画は変更になっております。

それと、入館料につきましては、現在のところ、ガイダンス施設の管理運営方法を検討している中で、入館料は無料にする方向で検討いたしております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

では中山議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

先ほどの答弁の確認なんですが、一般車両の乗り入れは制限する予定はないという答弁であったのか。それと、ガイダンス施設は来年度オープン、一般公開については、令和6年度という答弁であったのか。その辺、確認をさせていただいたと思います。再度質問いたします。

○教育長（松浦秀樹君）

今確認されたことについてなんですが、そのとおりでございます。今年度展示施設内の工事をする予定とし、5年度には看板等の設置を進めていきたいということで、それを進めていく中で、文化庁からの指導で遅れるんじゃないかということで、令和

6年度に一般公開をとということになっておるところでございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

今の答弁で、一般質問、令和6年度からということなんですが、その場合、ガイダンス施設等で等妙寺旧境内の史跡についてビデオ等で見られて、実際の本堂の石積みなどを見学したいという方についての対応は、車で来られていると思うので、車で行ってくださいますか、町のワゴン等で送迎をするのか、そういうところもまで検討されているかどうかについて伺います。

○教育長（松浦秀樹君）

教育課長のほうから答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

今ほど御指摘のありましたガイダンス施設は、令和5年度、本年度中に内部の展示工事を終了いたしまして、本年度いっぱい完成をする見込みでございまして、先ほど私が答弁したように、一般公開については、令和6年度ということになっております。

今のところの考え方として、先ほど申しましたガイドスタッフさんについて、本年中に募集をさせていただいて、講習会等々で勉強していただくと。来年度、一般公開はできませんので、ガイダンス施設等々でまた研修を受けていただいて、様々な研修を受けていただいて、令和6年度の一般公開に向けての研修を重ねて備えるという形を今のところ想定をさせていただいております。

なお、ガイダンス施設については、先ほど言いましたように、令和5年度オープンということでございますので、研修を兼ねた形でプレオープンといたしまして、ガイドスタッフさんの研修をしながら、史跡施設内を御案内することも検討しておりますので、そういう場合には、一般の方の参加を得て研修をすることも検討したいと考えております。

なお、通常一般公開をしておりませんので、そういう形での公開はさせていただくように検討はしたいんですけど、予約もなく来ていただくということになると、なかなか対応が難しいので、そういう形の公開、研修は考えたいと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

今の答弁ですと、史跡内への一般車両の乗り入れは制限をしないが、そういう見学の申し出があっても御案内もしないということなのか、再度確認をいたします。

○教育長（松浦秀樹君）

教育課長のほうから答弁をさせますが、ここの林道の管理が先ほど申しましたように、町と国と両方の共有の管理となっておりますので、制限をすることについては、国との協議が必要になってまいりますので、そういう意味で、今のところ一般的な車両の通行についての制限は考えていないという答弁をいたしました。

続いて、教育課長のほうが答弁いたします。

○教育課長（谷口浩司君）

今ほど教育長が答弁しましたとおりです。道路交通法による制限は受けませんので、管理の林道、林業に供するための道として林道として管理しております。これは国と町が管理しております、あと山林の所有者の方も当然関わってきますが、ということで制限をする場合については、その三者が協議して、制限をするなり検討していかなければならないと思っております。

それと、議員さんについては、何回も等妙寺の史跡、上に上がっていただいて検証をしていただいていると思っておりますが、林道につきましては、舗装をしておりませんので、すごくガタガタ道ございまして、一般の車両が入るということは、ほぼ不可能だと考えております。

先ほどの三者で協議して制限を設けると、あと現状がそういうガタガタ道であるということでもありますので、一般車両については、入ってくることを想定はしておりません。

なお、どうしてもいろいろと周知をさせていただいて、等妙寺に興味を持たれる方がたくさん出てきた場合、そういう場合に、車高の高いRV車とかバイク等々がいろいろ入ってくることも想定されますので、そういった場合は、先ほど言った三者で協議をさせていただいて、進入の制限を設けることも検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問 1、(4) について再質問はありますか。

○4 番 (中山定則君)

共用林道中野川線の迂回路については、先ほどの計画図で計画路線も示されていますが、設計計画図もできていますが、先ほどの答弁ですと、一部地権者の了解が取れていないということで、まだ目途が立っていないような答弁であったんですが、第 2 次オープンまでに整備するような計画になっていると思うんですが、その辺、引き続き地権者との交渉は行っていかれると思うんですが、その辺、再度答弁をお願いいたします。

○教育長 (松浦秀樹君)

その点につきまして、教育課長のほうから答弁させていただきます。

○教育課長 (谷口浩司君)

今のことにお答えいたします。

ずっと交渉はさせていただいております。どうしても迂回路がないと、先ほどの林道につきましては、林業を営む方が主として御利用をされますということで、車両がたくさん搬入すると、その障害にもなりますので、迂回路を計画してずっと交渉をさせていただいておりますが、なかなか同意を得られないということも起きております。また、そういうことがありますので、別の迂回路も検討をしましたが、どうしてもその地権者の方の土地が絡んでくるということがありますので、今後も交渉を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 (芝 照雄君)

中山議員、質問はありますか。

○4 番 (中山定則君)

ありません。

○議長 (芝 照雄君)

以上で中山議員の質問 1 については、終了します。

それでは、中山議員、質問 2 について質問してください。

○4 番 (中山定則君)

質問 2、J R 近永駅改築事業及び駅前町有地の整備について。

J R 近永駅改築事業及び駅前町有地の整備について、次のことを問います。

(1) 今年度 J R 近永駅改築事業は、完成予定であるのか問います。

(2) 駅前の町有地の整備は、自転車置き場、駐車場、道路の区画線、案内表示等

の整備は考えられますが、どのようにして整備していく考えなのか問います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目のJR近永駅改築事業及び駅前町有地の整備についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の今年度JR近永駅改築事業は完成予定であるかとの御質問であります。JR近永駅の改修予定につきましては、改修・建築に係る工事予算を今回の定例会に提案し、予算が可決されましたら、入札準備、公告等の手続を経て、入札・仮契約を8月中に行う予定としております。また、契約金額が、議会の議決が必要となる5,000万円を超える見込みであることから、9月に開催予定の定例会で御承認をお願いする予定で考えております。

なお、契約締結後は、速やかに仮駅舎の設置、現駅舎の撤去を行った後、新駅舎の建築工事に取りかかる予定とし、現在のところ、令和5年3月末完成を目指して進めていく予定としておりますが、JRとの調整、建築資材・設備資材の調達等で工期が遅延する可能性もありますので、工事の繰越しも視野に入れながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の駅前の町有地の整備は、自転車置き場、駐車場、道路の区画線、案内表示等の整備が考えられるが、どのように整備していく考えかとの御質問であります。駐輪場につきましては、新駅舎横及び現在地付近の整備を予定しており、駐車場につきましては、これまで商店街来客用としてJRから商工会が借り受けていた駐車場敷地を、昨年度、町で購入し、JR利用者も広く利用が可能としたほか、イベントの際には、JR空き地、北宇和高校駐車場などを臨時駐車場として、これまで同様、御協力をお願いしたいと考えているところであります。

また、JRやその他関係機関、関係団体と協議の上、案内看板等を適所に整備する予定にいたしております。

なお、駅前広場は、道路法上における道路ではありませんが、駅前周辺で営業される事業者等の御意見もお伺いしながら、必要に応じて、駐車禁止区域や送迎時の一時駐車区域などの区画整理も検討するよう指示をしているところでありますので、JR近永駅の改修及び周辺整備につきまして、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

駅前町の町有地の整備について、先ほど町長の答弁で駐車場のことなんですが、商工会がJRから借り受けていた駐車場のところについて、町で購入したので、そこを幅広く使えるようにということと聞いたんです、だったと思うんですが、昨日もちょっと現地を見たんですが、そのままの看板の表示で、商工会駐車場、商工会の駐車場でもいいのかもしれないんですが、そのままの状況にありますので、そういうことであれば、現状でもできることについては、至急取り組まれたらと思います。

それと、道路のことなんですが、道路法における道路ではなく、駅舎から左手に町道、右手には県道ということで、その間、内務省の土地、道とある赤道等で、ちょうどそこを横切ると、つないでいると思って、車等も通行していると思うんですが、公衆用道路としてなっていると思うんですが、心配するのは、交通事故等が起きても大変です。事故等が起きたらいけないので、その辺、車が通るところははっきりさせる必要があるのではないかと思います、その辺、答弁をお願いします。

また現在は、町営バスがちょうど駅舎前で止まるようになっております。町有地になったのでそうされたのか、その辺も引き続き、工事中は場所を変えるのか、その辺もあると思うんですが、今後も、町営バスについては、駅舎完成後もあそこをバス停にするのかについて。

それと、看板案内板だと思うんですが、鬼北町になっている看板があると思うんですが、道の変更、内容についても更新する部分があると思うんですが、その辺についてどうなのか。

それと、町でJRのほうから買われたので、一番は、町道から北宇和高校に行くところの踏み切りを広げる計画についても、JR、あるいはどこと交渉するのか分からない点があるんですが、その辺が重要になると考えるんですが、その辺についても考え方を伺います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問をいただいたうち、1番目の駐車場の御質問であります。現在、町のほうで土地を購入した商工会さんで管理をいただいていた部分につきまして、広く駅利用者の方にもお使いをいただきたいということで予定しております。御指摘ございました駐車看板のほうの撤去、また変更等がまだ進んでおりませんので、そちらのほうは、速やかに対処をさせていただきたいとそのように考えております。

次に、2番目の道路の区画の整備、車道の部分を事故等のことを考えてしっかり整備したほうがよろしいんじゃないかというような御助言だと思いますが、建築基準法上の既存道路というところではございますが、通常今まで同様の利用方法を考えておりますので、議員御指摘のとおり、まずは近隣の方の御意見等も聞きながら、どの部分からどの部分までをしっかりとした車道として区画を整理するのかとか、そういった部分をまた検討させていただきたいと、そのように考えております。

次に、3番目の町営バスのバス停の関係について、建築後もそのままそこをバス停として利用するのかというような御質問だったかと思うんですが、現在、その予定で考えております。

次に、4番目の観光案内看板の変更等、古いままの状態でも設置されているということでございまして、当初こちらの駅舎の改築前に看板等も製作してはどうかという話もありましたが、しっかりと固まった後に内容を固めた中で看板等を設置させていただきたいと、そのように現在考えているところでございます。

以上です。

失礼します。もう1点、最後の質問で、北高へ行く踏み切りの拡張等につきまして、またJRさんと御相談をさせていただく中で検討を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

追加でというか、照明関係、前回全員協議会で説明いただいたところに、街灯とか、

照明関係についても検討されているのかについて伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁願います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

先般、図面等で御説明をさせていただいたところではございますが、建物関係に係る部分につきましては、前回配付をさせていただきました図面等でお示しさせていただいている区画の部分については、外もLEDを設置するような形で検討はさせていただいているところでございます。また、道の部分の街灯等の部分については、案内看板等も含めまして、どこにそういった部分が必要なのかというのは、今後検討させていただければと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問2については終了します。

それでは、中山議員、質問3について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問3、高齢者福祉施策について。

高齢者福祉施策について、次のことを問います。

（1）高齢者の学習活動、スポーツ活動を支援するため、次のような事業を実施する考えはないか問います。

①中央公民館、総合福祉センター等での学習意欲の高い高齢者の多様なニーズに応えるための専門の高い講座。

②公民館での教養講座、軽スポーツなどの内容の高齢者学級。

③講師、指導員を集会所に派遣して行う教養講座、スポーツ教室。

（2）自治会の世代間交流事業を進める考えはないか問います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。長いのでのけさせてください。

それでは、中山定則議員の第3番目の高齢者福祉施策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の高齢者の学習活動、スポーツ活動を支援するため、次のような事業を実施する考えはないかとの御質問のうち、1つ目の中央公民館、総合福祉センター等での専門性の高い講座の実施についての御質問にお答えをいたします。

高齢者がいつまでも健康な状態を維持していくには、体の健康づくりだけでなく、生きがい活動や趣味活動など心の健康づくりを充実させることが重要であると考えております。

そのため、地域のニーズに併せて高齢者が生きがいを見出し、生涯学習などを通じた社会参加を促進させることができるよう、公民館等関係機関と連携して、様々な事業を実施しているところであります。

中央公民館で開催する専門性の高い講座といたしましては、今年度、山寺講座がございます。この講座は、令和3年度から、史跡等妙寺旧境内や町内の文化財について、各分野の専門の講師をお招きし開催しているもので、令和3年度は4回開催し、令和4年度は3回開催する予定といたしております。

また、現在、建設中の史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設、奈良山等妙寺歴史交流館や、史跡内を案内するボランティアガイドを養成する（仮称）史跡等妙寺サポーターの会の学習会を令和4年度に5回開催する予定といたしております。

さらに、東京・京都・九州国立博物館で開催された特別展「最澄と天台宗のすべて」において、旧等妙寺の本尊「菩薩遊戯坐像」が公開されましたが、その際、九州国立博物館で行われたX線CTスキヤンの調査で、仏像内に木製八角五輪塔が発見されました。その内容・意義等について、元九州国立博物館展示課長、楠井隆志氏を招いて講演会を開催することにいたしております。

今後も、町民の皆さんに、専門性の高い講座を含めた生涯学習の場を提供していきたいと考えております。

次に、2つ目の公民館での教養講座、軽スポーツなど的高齢者学級の実施についての御質問であります。令和4年度、公民館が主催し実施予定の教養講座といたしまして、寄せ植え、絵手紙、生け花、将棋、牛鬼面づくり、クラフトバンド、料理、健康、IT等の各種講座（教室）や、対象を女性だけに絞った各種趣味の講座がありま

す。

軽スポーツにつきましては、老人クラブを対象とするクロッケー大会、地区住民を対象に、健康増進を目的として実施する歩こう会や、ヨガ教室、3B体操等があります。

また、町が鬼北町スポーツ協会に委託し、総合型地域スポーツクラブ普及啓発事業として、レクバレー、卓球、ラケットテニス、陸上のスポーツ教室を実施しております。

一部、高齢者の方や女性等、対象者を限定する講座や教室もありますが、できるだけたくさんの方に参加していただけるよう、年齢制限等を設けることはしておりませんが、結果的に高齢者の割合が高くなっております。

今後とも、高齢者だけでなく、様々な世代が集い、生涯を通じて生きがいのある人生が送れるよう、地域や時代のニーズに則した講座・教室を企画・運営してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の講師、指導員を集会所に派遣して行う教養講座、スポーツ教室についての御質問であります。各地区公民館では、公民館において各種講座・教室等を開催しておりますが、集会所等に講師等を派遣しての講座等は行っておりません。また、現在のところ、地域から集会所等に講師を派遣してほしいとのお話や要望はございませんが、今後、地域から、集会所等で講座を開催したいので講師等の派遣をしてほしいとの要望がありましたら、地域と開催方法等について協議し、検討したいと考えております。

また、保健介護課におきましては、健康づくり施策として、健康学級の開催や運動教室を実施し、日頃から気軽に運動をする意識づけを図るとともに、運動機能向上教室等も併せて実施しているところでございます。

その中でも、いきいき体操教室（介護予防運動教室）は、平成21年度から町内6地区の公民館で実施しておりましたが、平成30年度に老人クラブからの強い要望があり、1地区集会所において、講師、指導者を派遣し教室を開催しております。さらに、平成29年度から、リハビリ専門職によるシニア運動教室も1地区で実施しておりましたが、今年度は、各地区で実施している生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）を巡回して実施することにいたしましたところであります。これにより、公民館までは行けないが、近所の集会所までは行けるという方々にも、理学療法士の運動教室を体験していただき、在宅でもできる運動を学ぶ機会を設けることができるものと考えております。

また、各集会所単位での健康学級は、生活習慣病の重症化予防や介護予防を目的として、各地区の公民館や集会所で実施しております。講師は保健師や栄養士が主ですが、ノルディック・ウォーキングや作業療法士の講習など、外部講師を招いて、住民の皆さんが関心のあることをテーマとして健康意識の向上に努めております。住民同士が健康に関する知識を習得、疑問を解消して、楽しく過ごす時間を共有することで、地域づくりにもつながっているものと考えております。

今後におきましても、これまでの取組を引き続き実施していくとともに、より効果的・効率的な施策を実施し、健康増進に努め、誰もが安心して暮らせるふるさとづくりを構築していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

次に、2点目の自治会の世代間交流事業を進める考えはないかとの御質問についてであります。自治会等が実施する世代間交流事業といたしましては、各地区で催される神社のお祭りやお寺の行事、地区内の清掃活動や季節ごとに行われる地域行事がございます。また、自治会等と公民館が開催する運動会や納涼大会、レクバレーや球技等のスポーツ大会等があります。これらにつきましては、地域のコミュニティ活動として位置づけられ、世代間交流を図る事業となっているものと考えております。

そのほか、公民館が主催する世代間交流事業といたしまして、少年学級がございます。この学級は、小学生を対象に、野外活動や体験学習を通じて青少年の健全育成を目的に実施しているもので、講師や指導者として、地区の婦人会や老人クラブ、若者や地域活性化団体等に参加いただいております。

これらの事業により、世代間交流が図られていると考えておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会等の事業の中止が相次ぎ、地域コミュニティの機能低下が危惧されます。

今後は、新型コロナウイルスの感染状況を考慮した上で、国や県、他市町のイベント等の動向と感染対策を参考に、自治会や公民館運営審議会等で協議し、地域住民と皆様の御理解を得ながら、地域コミュニティの連携・強化が図れるよう事業を展開していきたいと考えております。

以上で、中山定則議員の第3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁がありました。

中山議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

①で、中央公民館とかでの学習意欲の高い高齢者を対象にした講座について、現在も実施しているという答弁であったかと思うんですが、あるところでは、熟年大学という形で、いろいろな部門について音楽あるいは生活コース、歴史コース、文学コース、健康科学コース、芸術文化コース等に分けて熟年大学というふうな形で高齢者を対象に年間のプログラムを作られるところもあるようですが、そういう取組をされる考えはないかお伺いをいたします。

それと、②においては、各公民館において、高齢者もいろいろ公民館活動をされているわけですが、対象を高齢者に絞った形での年間5回程度なり何か決められて、各公民館単位で実施、いろいろな講座を計画する考えはないかについて、ここについて再度お伺いをします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

1つ目の熟年大学のことなんですけども、名前が熟年大学という年齢を対象としているということで、多分中身については、広範囲ということで、高齢者の方々の意欲をしっかりと受け止めよというふうな御指摘だと思います。それは私も興味がありますので、これから少し検討させていただきたいと思います。

それと、公民館単位での学習意欲を高めるような専門性の高いところなんですけども、この分については、ただ今御承知のとおり、各公民館のほうでは、イベントといいますか、講座を開きたくてもなかなか集まっていられないという状況が続いておまして、今の主事が、それをしっかりと対策を整えながら既存の分をやるのに、今のところ懸命に出している状況というのは御理解いただきたいなど。

その上で、今ほど言われました、興味があるというふうに高齢者の方から言っただけで参加をしていただく意欲があるのであれば、もちろんそれはやるべきだなど思っておりますので、そこらについて、もう少し教育委員会等とも検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

町長から前向きな答弁をいただいたんですが、ぜひとも、各公民館においては、年間計画で高齢者を対象にした講座について、昼時間等で計画をしていただいたらと考えるので、再度質問させていただいたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

全てを把握しているわけではございませんが、私がいろいろと参加させていただくのは、ゲートボール、クロッケー、ペタンク、そこらが多いようでありまして、それ以外の高度な部分について、公民館主事のほうからも少し確認をして、どのようなイベントなり、催し物が一番喜ばれるのか、そこらも私自身も少し勉強させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

では中山議員、質問3、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

各集会所において世代間交流ということで質問をさせていただいたわけですが、公民館、学校等では、お年寄りと子どもの談話室等で行われていると思うんですが、そういう形を各集会所でできないかなということで質問をさせていただきましたので、再度答弁をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長のほうから答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

今の内容につきまして、ちょっと確認させていただきますが、高齢者と子どもさんが交流する事業ということでございましょうか。

○4番（中山定則君）

はい。

○教育課長（谷口浩司君）

これにつきましては、放課後子ども教室というのを学校が終わってから家に帰るまで、公民館とか、学校で預かることを事業としてやっております。そういうところで高齢者、主にサポーターになっていただく方については、もう退職をされた後に学校とか、保育所とかを退職された後、そういう形でサポーターとしてお手伝いをいただいております。そういうところで小学生が交流するという場を設けております。

あと公民館で、先ほど答弁の中でありましたが、公民館においても少年学級として

婦人会、老人クラブ等々で年間を通じて計画をして交流をしておりますので、御理解
いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

これで中山定則議員の質問は終わります。

次に、9番、程内覺議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

程内議員、質問1について質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

本日、最後の質問者になります。よろしく答弁ください。

9番、程内覺です。

まず、はじめに、小・中学校についてお伺いをします。

町内各地区にあります小学校について問います。

（1）年々各小学校は、児童数の減少により、地域としては寂しい限りであります
が、子どもたちが成長していく上では、ある程度の人数規模での教育環境も必要では
ないかと考えます。減少の続く児童数に対して、そろそろ再編も考えていく時期かな
とも考えますが、それについての考えを問います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

程内議員、（2）についても一緒に質問をしてください。

○9番（程内 覺君）

すみません。

（2）中学校についても今後の方向性についてお伺いをします。

○教育長（松浦秀樹君）

それでは、程内覺議員の第1番目の小・中学校についての御質問に一括してお答え
をいたします。

鬼北町教育委員会では、平成27年度に、文部科学省の指針や近隣市町の学校統廃
合の検討状況を基に、本町における小・中学校の適正な規模・適正な配置について、
鬼北町学校適正規模・適正配置検討委員会において検討をしていただきました。

委員会は、保護者代表者である各学校PTA会長、地域代表者である各地区区長会
長、町議会議員、学校・保育所関係者、学識経験者の21名で構成されており、検討
をいただきました結果、5年以内に再検討するとの答申をいただきました。

これを受けまして、令和3年度に、適正規模・適正配置検討委員会を開催していただきました。平成27年度と比較しまして、学校の統廃合に肯定的な意見はありましたが、慎重に検討すべきとの意見も多く、また、地域内、各学校のPTAや関係団体の意思統一ができず、異なる複数意見が提出された団体もありました。

全ての学校が、コミュニティ・スクールとして学校運営協議会を中心に、地域とともにある学校づくりを推進していること、学校が地域コミュニティの場であり、地域行事の開催場所となっていること、地域の避難場所に指定されていること、施設の老朽化が進んでいること等を総合的に考慮し、地域や関係機関とも協議を行った上で決定することが必要と判断され、令和7年度に再検討するとの結論に達し、教育委員会教育長に対し答申をいただきましたので、現在のところ、小・中学校を統廃合する計画はありません。

なお、この答申については、町長及び教育委員会に報告し、また、広報きほく6月号で町民の皆様にも周知させていただいたところでございます。

以上で、程内覚議員の第1番目の御質問に対する答弁させていただきます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

適正規模・適正配置検討委員会、最近いつ頃行われたんですか。それと、何か書面決議とかいうようなことも聞いていますが、実際の声を聞かれての検討委員会だったのかお聞きします。

○教育長（松浦秀樹君）

ただいまの質問でございますが、第1回目、令和3年10月13日に集合をして、皆さんに集まっておいて開催をいたしました。そこで、検討委員会の諮問内容の説明をし、各委員会はそれぞれ御意見をいただきました。

ところが、その後、コロナの状況が非常に悪化しまして、直接集まったの会合ができなくなりました。したがって、令和4年1月26日に、書面によって、各団体等の意見をそれぞれ話し合って提出してほしいという御依頼を申し上げ、2月いっぱいかけて話し合いをした結果を各団体等から提出していただきました。

その各団体からの意見を基にした全ての意見を集約したものをそれぞれの委員さんにまた送付いたしまして、それに対して意見を提出していただきますよう、3月29日に、第3回目の適正規模・適正配置検討委員会を書面開催したところでございます。

そして、それを4月11日締切りで、それぞれの御意見をいただいたものを、また、

それぞれの委員さんに送りまして御承認をいただいて、教育長や教育委員会、町長へ答申をいただいたものを報告したという次第でございます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

今の答弁は了解をいたしました。最初に開かれたものと、書面決議されたときの検討委員会、適正配置委員会の意向は、そんなには変わってないということでしょうか。

資料を頂いたんですが、次1年生になる今保育園の児童数は、好藤が4名、清水が2名、小松が3名、小倉が3名と、日吉みどり保育所が2名と。それから黄組さん、来年、再来年1年生になる子が好藤が4名、清水が1名、小松が3名、小倉が6名、みどり保育所が2名というような人数で、大変園児の数も減っております。

去年の新しい保育園を設立される説明会においては、大切な幼少期においては、ある程度の人数規模で生活をさせていくことが望ましい、だから、新しい保育園も統合するんですよといったような説明を受けたと思っております。

やっぱり小学生についても、まだ低学年はやはり大事な成長期かと考えますが、その辺の考え方で少し矛盾もするのではないかと思っております。今の保育園児はそういった状況ですが、今度新しく保育園が近永地区にできれば、また、そういう新しい環境の整った保育所に行きたい、通園したいというような移住者も出てくるかと思いますが、現実として、やっぱりこの数字はかなり厳しい数字ではないかと思いますが、複式学級が増える中で、また合併を考えられる上でも、すぐにはできない問題と思えます。もうそろそろそういった方向性も示されてはいいのではないかと考えますが、再度、その点について質問します。

○教育長（松浦秀樹君）

ただいまの御質問について基本的な私どもの考えを説明させていただいた上で、また詳細については、課長のほうから答弁をさせていただきます。

保育所の場合には、遊びやそれぞれの生活を通じて、全体の中で社会性、非認知能力も含めて育てていくということで、人数が多いほうがいだろうと。ただ、それは小学校に入っても同じことではあるんですが、その上に、小学校に入りますと、認知能力、理解力でありますとか、それぞれの学力でありますとか、そういったものを全国一律の学習指導要領に応じて身につけていくという側面もあります。

そうしますと、4月生まれの子どもと3月生まれでは、およそ1年能力差が違いま

すので、なかなか一斉学習、大人数の一斉学習の中では差がつき過ぎまして、人数が多過ぎると、その辺の個別の学力保障というのが難しいと。

現在のところ、鬼北町の学校を見てみると、今の段階では、学力保障の点で小規模ではあるんですけど、非常に優れた機能を発揮して大変いい傾向にあるということです。

その上で、少人数であるメリット、非認知能力であります社会性とか、人間関係調整力でありますとか、そういうものを身につけるために交流学習等を増やしながらか多人数の中で、あるいは異年齢の集団と、あるいは保護者、地域の方等との交流を通じて、非認知能力面を育てて補完していこうという考えであります。

したがって、答申いただきましたとおり、いましばらく様子を見て、令和7年度に再度検討してはどうかという答申をするのは、私は受け入れたいと考えております。

以上でございます。

○教育課長（谷口浩司君）

議員が心配される点があると思います。まず、少人数であるということで、それに対してのデメリット、やっぱり心配される集団の中で生活をして教育を受けるということをお心配されていると思うんですけど、それに関しましては、昨年度から、各校長先生にお願いをさしあげまして、各学校で交流学習会とか、Aという学校からBという学校に行って、AとBが交流をする学習会とか、あとICTを整備いたしておりますので、リモートで学習会、松山市とかの町外の学校との交流会等々も実施しておりますので、そういう形でデメリットについては、そういう形の取組をいたしております。

それと、今後につきましては、先ほど答弁の中で、3年後に再検討するということで、令和7年度に適正規模・適正配置検討委員会を再開いたしますが、それまでには皆さんの御意見がありました保護者の方の御意見が聞きたいということが、それぞれありますので、将来入学をされる保育所の保護者の方も含めまして、今後の児童生徒の数、これについて検討委員会にも御提案、御提示をさせていただいて、検討をしていただいておりますが、再度、保護者の方に対しまして、今後の児童生徒数の推移、それと近隣市町の動向、それと統廃合におけるメリット・デメリット等の説明をした上で、アンケート調査を実施して、それに基づいて再検討、令和7年度に再検討をしたいと考えております。

以上でございます

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

答弁よく分かりましたが、先般、雨の日に、私三島地区なので三島小学校のことを例に言うんですが、通学バスで下りて、十二、三人やったかな、数えたら、橋の上を傘を差して通学して、大変微笑ましくというか、やっぱり地域に学校があるといいなという思いはしましたが、令和5年度の小学校入学予定者数が愛治で2人、好藤で4人、小倉で5人、みどりが2人、小松で3人、5校合わせて16人という人数ですが、やはりどこの学校も少ない、寂しいですが、そういう中で、もうやっぱり7年度までは検討、適正配置・適正委員会も開かないでこのままでいくということよろしいでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

今年度の答申、適正規模・適正配置委員会からの答申にありますように、令和5年度に統合され、新たな運用が展開される保育所の成果や課題が整理できると思われる、また、令和6年度からは、新しい広見中学校の校舎及び体育館の全面利用が始まり、今後の鬼北町の義務教育に対する町民の関心も高まることが予想されるので、7年度に再度検討するという結論に達したという答申をいただきましたので、そのとおりでなと思ひまして、そういう意向に添いたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

分かりました。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については、終了します。

程内議員、質問1、（2）について質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

中学校の件でお伺いをします。

令和6年度からですかね。広見中学校は、新校舎で授業開始ができるといったような現状ではないかと思いますが、日吉中学校においては、令和5年度から2つの学級で8名、全校生徒で12名のため、2学級で合計が8人以下のために複式学級になる

ということになっていますが、若干変わるかもしれませんが、子どもたちのそういった中での寂しさというものはないものでしょうかお尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

中学校の複式学級についての説明をさせていただくのですが、それは教員を配置するための学級数を数えるためにそういうふうにしてあります。実際のところは、それぞれの学年ごとの授業でございまして、複式で授業をしていることはございません。

そういう点では、心配はないのですが、寂しくないかということについては、ちょっと中学生に聞いてみないと、何とも言えないと思うんですけど、はたから見たら寂しいような気はしますが、そこは何ともお答えしようのしようがないので、御勘弁をいただいたらと思います。

以上でございます。

○9番（程内 覺君）

中学について、もう1点お伺いします。

日吉中学校と広見中学校、中学校は現在2校、校区外の通学は、今後できますかお尋ねします。

○教育長（松浦秀樹君）

鬼北町教育委員会のほうといたしまして、町のホームページにも書いており、校区外通学を認める要件というのは、10項目あるんですけど、それに適用しておりましたら、校区外通学というのは認めておりますので、御理解をいただいたらと思っています。現在も認めておりますし、これからもその意向でございます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

校区外は構わないということですが、今、日吉地区から広見中学校に現在は子どもがおるかどうかも私も把握していませんが、以前は、部活動の関係で日吉から広見中学校に通学されていた方もおられると思いますが、その方は、日吉までバスが行かんで、大滝橋までバスが行って、そこで積んできてもらうといったようなことであつたと思いますが、校区外を認めるのであれば、日吉までバスを走らせて通学しやすいようにするというような考え方はございませんかお尋ねします。

○教育長（松浦秀樹君）

失礼します。ただいまの御質問でございますが、校区外もいろいろあって、日吉と
広見だけではなくて、町外から来る可能性もありますので、その点について通学方法
については、やっぱり保護者のほうで責任を持って通学していただくということを基
本的な考え方、原則といたしております。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

すみません。校区外というのは、私、日吉、さっきも言っていたように、よそから
ということですが、私の場合、人は日吉中学、日吉校区から広見中学に通学したいと
いったような気持ちのある方を通学さすには、どうするかといったことをお尋ねした
いと思います。

○教育長（松浦秀樹君）

原則的には、保護者の方をお願いしたいと思います。逆の場合、広見中から日吉中
に行きたいといった場合に、スクールバスをじゃ出さないといけないのかということ
にもなりますので、原則送迎については、保護者のほうで責任を持って行っていただ
きたいと考えております。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

そうしたら、現状では、日吉地区の方が校区外で広見中学校に行きたいなという場
合は、やはりそしたらバス通学は途中までしかできないというような考え方でよろし
いですかお尋ねします。

○教育長（松浦秀樹君）

ただいまの御質問にお答えしますが、そのとおりでございます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、程内議員の質問1については終了します。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を午後1時とします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続き、程内議員、質問2について質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

午前中に引き続きまして、質問を行います。

大切な農地について伺います。

先祖代々より受け継がれてきた大切な農地を守っていくことは、想像を絶することと感じています。その大切な農地が少子・高齢化、ひいては後継者不足から土地を守れない農家の方々が増え、自分たちの後はどうなるんだろうかと苦悩をされています。

農業は、国の基幹産業と言われます。決定的な解決策は難しいこととありますが、心配事を少しでも減らせる施策はないのかあるのか、それをお伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第2番目の大切な農地についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、先祖代々より受け継がれてきた大切な農地を守ることは大変であり、また、少子高齢化等により後継者不足で農地が守れない農家の方々が増えているのは事実だと承知をいたしております。

この大切な農地をいかに守っていくのか、これは鬼北町だけの問題ではなく、日本全国の農村地域の問題でもあります。

国の政策といたしまして、先の国会で、人・農地関連法案を可決・成立させ、農地の集約化と、人の確保・育成、農地保全による荒廃防止などを目指すことといたしました。

このことにより、市町村は、地域農業の将来の在り方について協議の場を設け、目標地図を含めた地域計画（人・農地プラン）を策定し、農業委員会は、農業を担う者ごとに利用する農用地などを定めた目標地図の素案づくりを担うこととなりました。

地域計画策定後は、農業委員会が、農地所有者などに農地バンクへの貸付けを積極的に働きかけ、また、都道府県は、農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、

農業経営・就農支援を行う体制を整備するほか、公庫による融資など認定農業者の事業展開を支援することといたしております。

こういった国の政策を受けて、鬼北町といたしましても、各地域との協議を進め、地域計画を策定し、農地利用の姿を描くことにより、地域の担い手へ計画的に農地の集積・集約化を図り、守るべき農地の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

現在、鬼北町では、農業研修生や地域おこし協力隊の受入れによる担い手確保や、担い手農家に対する各種補助等の実施により、農業経営の基盤強化を図っているところではありますが、今後におきましても、大切な農地が守られていくという安心感を持っていただけるような農業政策を推進してまいりたいと考えますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

以上で、程内覺議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問2について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

答弁いただきましたが、商売であったり、事業者であったりした場合には、事業継承の話があると思うんですが、そういったことで、大きな会社であればM&Aとかそういうことで事業が継承されていくということもあると思うんですが、農業問題、土地の問題でもそうですが、本当に隅々の小さい田畑を維持されている老人の方は、大変自分たちがおらなくなったら、後はどうなるんやろうかと。草だらけ、木だらけになってしまうといった心配を大変されていますが、そういった事業継承、農地継承といったような施策は取れませんかお尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

事業所とか、そういった形で、例えばこういった事業をそのまま承継するとかいうようなのは、今制度的にもいろいろあろうかと思うんですけど、農業に関しては、中には農業をやめるので、その後というような話もありますけど、制度的に事業継承、そういった形で公にやっているということは、今のところありません。

農地とかの保全とか、そういったお年寄りの方々の農地をどうするか。事業継承というよりも農地保全をどうするかといったようなことが一番になろうかと思うんです

けど、そういった中で、研修生ですとか、あと担い手とか、そういった方々にそういった農地を紹介したり、農地バンクに登録してもらったりした農地をどうやってやっていくかというような方法で今のところはやっておりますが、事業継承自体、例えば大きな施設をやっているところであれば、どなたか探してとか、こちらに担い手とか、研修とか、協力隊で来た方がやりたいということであれば、そういったことの紹介とか、そういったことができますが、事業的に、よくテレビとかでも事業者とか、会社とか、そういったところはそういった制度があるとかいうのは言っていますが、まだそこまでちょっとできてないのが現状でありまして、先ほど農地プラン、人・農地プランの中で、ちょっと説明はさせてもらっているんですが、国とかそういったところの考え方としましては、まずは、地域で話し合っただけで農地を、例えばお年寄りの農地、できない農地、そういったものをどんどん洗い出しをしながら、地域の担い手の方々が地区ごとに集積、集約しながら、そのことによりまして担い手の方から農業経営がうまく先が見通せますし、それで、お年寄りの農家の方々も土地を守れない方々も、そういったことで農地バンクとか、そういうところで地区で洗い出すことによりまして、自分の農地を将来誰がやってくれるかと、そういったことで安心感にもつながりますので、まずは、国が示している人・農地プラン、そういったものを推進していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問ありますか。

○9番（程内 覺君）

答弁の意味は理解できますが、認定農業者とか、そういった大きな規模で農業をやられている方々については、やはり新しい機械を購入したりして農業をやられていると思うんですが、隅々の小さな畑とか田んぼとかで営農されている方は、なかなか後継者がいないということで心配をされている面がどこの地域にも多いのではないかと思います。いろいろな今プロジェクト等で人を鬼北町に呼んで交流人口を増やすことも私は大切かと思いますが、やはり今いる住民の方々が、そういった農地の件についても、林地についても、心配をされている方が多いので、そのことに対して、やはり農林課を中心としたプロジェクトなりを組んで、そういった心配事を少しでも和らげていけるような方法も取れないのか、町長にお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

私ごとでありますけども、私も基盤整備をしたところはお願いできてますが、基盤

整備をできてない2枚の田んぼは、私がトラクターで回しております。誰もやっていただく、もらい手とかないものですから、そのように私はまだ後継者はおりますけども、地域の後継者でおりますけども、いらしてないところは本当に今、議員さんの御指摘のとおりだと思っております。

私思いますのは、今ちょうど言われたように、各地域においてこの課題というものを解決するためには、それを行政側で全部していくためには、行政経費が要る。ただし、それを今の例えば農業公社と受委託すると。また、地域の中核農家と受委託すると。それができない部分について、じゃ、そこに行政経費を投入するのであれば、それなりの経費というのは、覚悟が要ると思うわけです。

逆に、その部分を今回地域のほうで、ここはこうしていこうやと、いっぱいいろんなものを植えなくても管理をしていこうやと、景観を損ねないように頑張っていこうやというようなまとまりができれば、これこそコミュニティ活動じゃないかと。

今回三島地区でやっていただく予定でおります、交通弱者対策についても、本当にそれをやるやという気持ちが各地域の方々にそれが伝わるということが、それぞれの地域を活性化させる原動力になるんじゃないかなと。行政経費を投入することが、それが決定すれば、それはそれでまとまりがつくのかもしれませんけども、それから以降の経費として、ランニングコストとして出てくるということで、少し判断をするのには結構時間がかかるんじゃないかなとは思いますが、ただ、お隣の方の農地を守っていこうかということが、今は、例えば仲のいい方とか、あの人はしっかりしとるけん、やってもらえらいというようなところでの多分お願いやと思うんですけども、それさえもできなくなったところについて、行政ももちろん考えないけませんけども、じゃ、地域ではどう考えられるのかな。それがもし確立できたときには、すばらしいコミュニティになるんじゃないかなと。

私は、各市町が今全国で頑張っております人口移入といいますか、その分ももちろんやっておりますけども、議員さん言われますとおり、税金を取り崩さない程度にその1年間の収入については、今生きていらっしゃる方に投入したいという思いは一緒であります。ただ、それをどこに投入するかということについては、例えば管理をするにしても人の手を借りて管理できるのであれば、そこは人の手でやって、一緒に汗をかいて分かち合いたい、そんなまちづくりができれば、私はいんじゃないかなと。

どうしても行政でしなければならない部分、福祉や医療の部分について考えるとところが多いものですから、現在はそこにお金を使ってしまっておるといった状況は拭いきれないというのが実情でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問ありますか。

○9番（程内 覺君）

町長の思いは理解をできましたが、なかなかそうかというても、自助・共助では守れるものもなかなか守っていけないのが現実じゃないかと思うんですが、先ほど言いましたように、人員の経費の面もあろうかと思いますが、そういった農林課を中心として、やはりそういう心配事がある人の気持ちを和らげていくような専門の職員なり、心配事を緩和できるような職員をつくっていくようなことはできないでしょうかお尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

気持ちを和らげるというのは、アドバイザーというか、相談員というような意味なんでしょうか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○町長（兵頭誠亀君）

全国の事例も少し調査勉強して、そういうふうな困ったと、不安の解消という部分で、それは農業だけではなく、多分地域での不安事ということだと思んですけども、もちろん心配事相談等もありますけども、それではなかなか解決できない問題をもう少し掘り下げてみよというアドバイスだと思いますので、そこについては少し考えてみたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問2については、終了します。

程内議員、質問3について質問してください。

○9番（程内 覺君）

質問3といたしまして、鬼北町周辺地域の核づくりについてお尋ねをします。

鬼北町中心部近永地区では、近永駅周辺賑わいプロジェクト計画により、交流人口増等を目指し尽力をされています。

一方で、日吉、三島、愛治地区をはじめ、周辺地域では人口減少が、止まず静かになっていくばかりです。移住者誘致も大切と考えますが、先ほど言いましたように、目に見えて増えることでもないと考えます。

4年度、町長の所信表明の中でも、各地域の活性化を目指しておられます。各公民館を主体としてでもいいですが、今住む住民の方々が交流できる施設の核となる施設を造ることも大切と考えますが、そういったものを造っていく考えはありませんかお尋ねをします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第3番目の鬼北町周辺地域の核づくりについての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、少子高齢化による人口減少、また、人口減少による地域活力の低下、これらは鬼北町に限らず、いまや全国自治体共通の課題であり、鬼北町においては、今年4月末現在の人口が9,631人と、10年前の平成24年4月末の人口に比べ、1,960人減少しており、第二次長期総合計画の人口予想よりも少し早いペースで減少が進んでおります。

また、令和4年4月1日現在の高齢化率は、近永地区が36.5%、好藤地区が48.5%、愛治地区が54.3%、三島地区が55.5%、泉地区が51.9%、日吉地区が58.1%となっており、急速に進む人口減少、過疎・高齢化の更なる進行により、地域の活力が失われるばかりか、集落機能の維持すら難しい状況が懸念されております。

これらの課題の山積する中、活力に溢れ、賑わいのある町づくりを目指す、鬼北町独自の施策として、近永町部においては、近永駅周辺賑わいプロジェクトを始動し、近永駅を拠点とした賑わい創出事業を展開するとともに、人口減少、少子高齢化のスピードを抑える施策の1つとして、現在、実施している移住者向けの空き家改修補助金の増額、また、子育て世帯の減少が著しい地域については、更に補助金を上乗せするなど、事業の拡充、課題解決に向け、加速を図ったところであります。

議員御質問の住民が交流できる地域の核となる施設についてであります。ここ数年のコロナ禍の影響により、住民交流の場となる地域行事が減少し、地域住民同士の

つながりが希薄になったと感じられるとの声もある中、改めて、地域の交流拠点の施設、そして交流事業の必要性を実感したところであります。

各地区に何が必要なのか、どのような交流イベントが不足しているのか、地域の実情や地域の声を聞き、各地区公民館、行政と地域が連携し、事業の検討、取り組みを図る体制が必要であり、町といたしましては、今後も、各地区の公民館及びスポーツ施設を住民の皆さんの交流の拠点施設として事業展開をしてみたいと考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、各地域により住民の方々が集いたいと感じる状況をつくり出すことは、施設の整備も必要ですが、一方で、その核となる人物、魅力ある人も必要なのではないでしょうか。行政サイドの人間もしかり、必要に応じて地域の議員さんもしかり、区長さん、首長さんもしかり、地域のリーダー的な存在の方など、お互いが汗を流す姿から新たな信頼関係、人間関係、地域の町づくりが形成されていく場合もあり、行政主導でなく、各地域によって運営するようなスタイルが確立できれば、より望ましいと考えます。

そのケースによっては、新たなハード施設、旧保育所などの活用も含めて検討したいと考えますので、御理解のほどお願いいたします。

以上で、程内覚議員の3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問3について再質問はありますか。

○9番（程内 覚君）

先ほど中山議員のほうからも、公民館等について質問があったりしまして、重複するかもしれませんが、公民館を中心としていろいろな活動があると思うんですが、町の一般会計の予算から各公民館に公民館主体で自治会長さんあたりと本当に地域の住民のためになるような器具であったり、スポーツ用品であったり、そういったものが欲しいといったようなときに、一般会計から補正予算を上げてもらうとか、決まった額に対して毎年自治会、公民館あたりに活動資金として予算計上していただくようなことは、できないのかお伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

現在、各公民館のほうといたしますか、各地区のほうに、夏とそれから秋の、今は運動会は春が多くなっておりますけども、補助金を出しております。ただし、それ以外

には自治会、各公民館の運営方式が異なりますので、詳細は分かりませんが、ただ、今おっしゃられたのは、今の状況以上に特殊といいますか、それぞれの特徴がある公民館活動をする上で、要望についてしっかりと受けるべきじゃないかというふうな御質問だと思います。

それのいい例が西予市の新聞が出ておりましたが、やはり公民館そのものの活用とといいますか、公民館の運営というものを各地区自治会そのものが今以上、これまで以上に主体的なコミュニティ組織というものをしっかりと自覚して、町と対等な立場で話ができるというような組織ができたときに、その力、威力を発揮するんじゃないかなど。そうなってくると、しっかりした自治会の考え方、各地区は今からこういうのを進んでいくんだというようなものがしっかりできてくれば、それは町の将来の部分として受けるべきところが出てくるんじゃないかなと思ってます。

議員さんが言われるのと少し意味は違うかもしれませんが、私は今以上に自治会の活動、各地区の活動というものが活発になるのであれば、要望に応えるのは当然だと思っております。

ただ、組織として行政主導といいますか、できればその中に主体的な取組というものがあっていいんじゃないかなというのは、付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

町長がいつも言われますように、地域はやっぱり自助・共助、みんなの協力で地域が盛り上がっていくのが一番望ましいこととは思いますが、現状では、なかなか自治会組織も人口減によって自治会費が少なくなったりしていると思うんですが、一般会計から、今回の予算にも上がっておるようですが、地域活性振興行事補助金といったようなものを当初予算なりで組んでいただいて、自助・共助も大切ですが、やはりある程度の資金も要りますし、運動器具も欲しかったりすると思うんですが、その辺の何か手当はできないものでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

少しダブるところはあるかもしれませんが、公民館主導で、公民館長さんとか、公民館主事、また自治会の会長さん方が主導してやる今までのイベント方式から、自治会がうちはこれをするんじゃないかというものを決めてやっていただくことの意義というものは、多分議員さんも分かっていたらと思います。そこに行政のほうは自治

コミュニティとして経費を投入することは、私は今の時代は適当だと思っておりますので、その分については賛成であります。

ただ、今回の予算に計上しておりますのは、1地区の公民館の館長、主事、それから地域の自治会が、こういうことをやってみたいというふうな案がありまして、年度途中でありますので少し考えたんですけども、試しといたしますか、今までに前例がないけどやってみよう。各地区の公民館もその協議はしたんですけども、取りあえず状況といたしますか、どのように変化していくかということを見ながら、来年度以降の予算につなげていきたいということも話し合っただけの今回の予算計上であります。

地区は、あえて申しませんけども、1地区でやってみたいということについて、すぐに即対応した状況でございます。

○9番（程内 覺君）

分かりましたが、そういう公民館単位でもいいと思うんですが、そういう地区が手を挙げて、こんなことをやりたい、そのためにはこれだけのお金がかかりますがということであれば、予算化していただくことはできますか。

○町長（兵頭誠亀君）

10万円か、1億か分かりませんので、すぐに「はい」ということは言えないんですけども、各地域のバランスということもありましようけども、私は、その各地域が手を取り合っただけというのが見えていったときには、お金以上の同じ金額以上の効果が出ると。そういったときには、しっかりと予算化していきたいというのが私の考えであります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

了解しました。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で質問3については終了します。

以上で一般質問を終わります。

日程第6、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第10号、鬼北町税条例等の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書3ページをお開きください。

今回の改正につきましては、第1条から第2条までの条立てで行っており、国の法律の改正によるもので、規定の整備等多岐にわたっておりますので、主な改正点について御説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものです。

まず、第1条による改正を御説明いたします。

1ページをご覧ください。

第18条の4第1項は、不動産登記法の改正により、法務局が発行する登記事項証明書等について、DV被害者等である場合には、住所に代わる事項としてDV被害者支援団体の住所を記載する等の措置が講じられておりますが、固定資産税の納税証明書を発行する際にも、同様の措置を講ずるよう地方税法が改正されたことに伴う改正です。

1ページから3ページをご覧ください。

1、2ページの第33条第4項及び第6項は、所得割の課税標準。

3ページの第34条の9第1項は、配当割額または株式等譲渡所得割の控除について規定したもので、現行、上場株式等に係る配当所得につき、納税義務者が所得税の確定申告と個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっているところですが、今回の税制改正では、この上場株式等に係る配当所得等について、所得税と個人住民税とで課税方式を一致させることとするため、所要の規定整備を行うものです。

3、4ページをご覧ください。

第36条の2第1項は、町民税の申告について規定したのですが、地方税法の改正に併せて公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備を行うものです。

5、6ページをご覧ください。

第36条の3の2第1項及び第36条の3の3第1項は、個人の町民税に係る給与所得者及び個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定したのですが、給与所得者の扶養親族等申告書の記載項目に配偶者控除、配偶者特別控除に係る配偶者の氏名を追加し、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載項目に、退職手当等に係る所得を有する配偶者及び控除対象扶養親族の氏名を追加する等の措置を講ずるなどの改正を受けた規定の整備を行うものです。

8ページをご覧ください。

第73条の2第1項及び第73条の3第1項については、先ほどの第18条の4第1項の改正による所要の規定を追加するものです。

9ページをご覧ください。

附則第7条の3の2第1項は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除を規定したもので、控除適用期限を4年延長し、対象者を令和7年12月31日までの入居者とする等の改正を受けた規定の整備を行うものです。

11ページをご覧ください。

附則第10条の3第9項は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したもので、省エネ改修を行った固定資産税の減額措置について、工事費等の要件が改正されたことに伴う規定の整備であります。

12ページをご覧ください。

附則第12条第1項は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について規定したのですが、土地に係る固定資産税の負担調整措置については、新型コロナウイルス感染症等に伴う経済対策として納税者の負担軽減のため、令和4年度限りの措置として商業地等の令和4年度の課税標準額を令和3年度の課税標準額に、令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とされたことに伴う規定の整備となります。

13ページから17ページまでに関しては、主に配当所得関連の改正による規定の整備でありますので、お目通しください。

続きまして、第2条による改正を御説明いたします。

17、18ページをご覧ください。

鬼北町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

第2条による改正の新旧対照表に基づき説明させていただきます。

第2条による改正につきましては、令和3年の鬼北町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

改正する第36条の3の3第1項につきましては、個人の町民税に係る公的年金等の扶養親族申告書の提出義務について、法改正による税条例の規定の整備を行うものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書5ページをお開きください。

附則について説明いたします。

附則第1条、この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとするものです。

また、納税証明書、町民税、固定資産税に関する経過措置も設けられておりますので、お目通しください。

以上で鬼北町条例第10号、鬼北町税条例等の一部を改正する条例の説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号、町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7、承認第3号、町長の専決処分(鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第7、承認第3号、町長の専決処分(鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認について、専決処分の報告をいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令等が、令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長(善家直邦君)

それでは、専決処分した鬼北町条例第11号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書10ページをお開きください。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険税の減額の上限額の見直しを行ったものであり、主な改正点について御説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明しますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものです。

1ページをご覧ください。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税限度額を「63万円」から「65万円」に引き上げるものです。同条第3項は、後期高齢者支援金等課税限度額を「19万円」から「20万円」に引き上げるものです。

介護納付金、課税限度額「17万円」は変更ありませんが、これらの改正により、国民健康保険税の課税限度額は「99万円」から「102万円」に引き上げられます。

第23条第1項は、第2条の改正に伴う限度額の改正です。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書10ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

附則第1項、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附則第2項、適用区分、この条例による改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で鬼北町条例第11号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第8、承認第4号、町長の専決処分（令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第12号））の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、承認第4号、町長の専決処分（令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第12号））の承認について、専決処分の報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による資材不足等により、令和3年度内での完了が難しくなった事業が発生し、繰越明許費を補正する必要性が生じたため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものがあります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、専決処分いたしました令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第12号）について御説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第1表、繰越明許費補正のうち、まず上段追加の2款、1項、アルコール検知器購入事業71万3,000円と3款、1項、自動火災報知機総合盤修繕事業11万円につきましては、全国的な機器の不足により、年度内の事業完了が見込めなくなったことから、事業を繰り越すものであります。

次に、下段の変更の5款、1項、有害鳥獣処理施設整備事業、5款、2項、道の駅施設修繕事業及び7款、3項、がけ崩れ防災対策事業については、事業費を精査した結果、繰越額を補正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

このアルコール検知器購入事業とありますけども、この検知器はどこへ置くんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

アルコール検知器につきましては、職員が公用車の運転前にアルコールをチェックするために、各課及び出先機関に配るものであります。

実際、機器はもう年度が明けてから納入されまして、既に各部署に配備をして、公用車運転前には機械を使ってアルコールチェックを行っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○10番（松浦 司君）

有害鳥獣の施設、6月1日から稼働されとるとお聞きしとったんですが、この補正について、ちょっと内容をお願いしたいと思います。何で繰り越さないけんのか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室（東 英範君）

ただいまの松浦議員の御質問ですけれども、冷凍庫のパネル部分が新型コロナウイルスの影響と海外のハリケーンの影響で製造工場がストップ、なおかつ、世界的な物流の停滞によってパネルの設置のほうが年度内に終了しないということで、繰越しの事業となっております。

以上です。

○10番（松浦 司君）

冷凍庫のパネルというものは、どういうものかちょっと詳しく教えて、この間、見せていただいたときは、冷蔵庫も稼働しとったんですけど。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室（東 英範君）

冷凍庫のプレハブ冷凍庫の周りを囲むパネル部分になります。

以上です。

○10番（松浦 司君）

プレハブというのは、今の施設とはまた別のところですかね。施設内ですか。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室（東 英範君）

施設内のパネル型の冷凍庫、本体の部分です。

○10番（松浦 司君）

それを囲む。

○森林対策室（東 英範君）

そうです。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質問はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほどのアルコール検知器の件なんですが、出勤してから検知をするということなんですが、ほとんどの方は車で通われと思うんですよ。そこで検知したときにアルコールが出た場合は、どう対処されるんですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

今回、公費で購入しましたアルコールチェック器につきましては、公用車を運転前にチェックをするものでして、出勤前にアルコールが引かかるかどうかというのは、もう本人次第ということになるかと思います。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

それでは、アルコールチェックの意味がないんじゃないですか。出勤してからどうのこのじゃなしに、その公用車の運転をする人は、出る前から自分でチェックをして出勤してくるとというのが普通じゃないんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

国からの指導においても、家から、例えばマイカー通勤の職員は全員毎日せないかんようになってきますけども、そういうふうな国からの指示は今のところはないんですよ。公用車を運転する者について、しっかりとチェックしなさいというふうなことです。それが一番、言われるとおりになんですけども、そこまでの部分については、想定してないというふうなことで答弁させていただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

○議長（芝 照雄君）

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号、町長の専決処分（令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第12号））の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第9、議案第33号、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第33号、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、人事院規則の一部改正及び愛媛県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に準じて、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

今回の改正は、人事院規則及び愛媛県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に準じまして改正を行うものであります。

新旧対照表で御説明いたしますので、別紙お配りしております新旧対照表1ページをご覧ください。

まず、2条の改正、育児休業をすることができない職員について、現行の第3号ア（ア）の傍線で示します任命権者を同じくする職（以下「特定職」）というに引き続き、在職した期間が1年以上である非常勤職員、これを削ることによりまして、在職期間の要件を緩和するものであります。

同号イ（イ）の改正につきましては、アを削ることにより必要な改正をするものであります。

新旧対照表1ページの下から2ページにわたりますが、16条の改正、部分休業を請求することができない職員について、現行の第2号アの特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員、これを削ることによりまして、先ほど第2条の改正と同様、在職期間の要件を緩和するものであります。

同号及び同号イの改正は、アを削ることにより、必要な改正をするものであります。

次に、新旧対照表2ページですが、現行の20条を22条に繰り下げまして、その間に、20条及び21条に、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置に関する次の2条を追加するものです。

第20条1項では、職員本人又はその配偶者の妊娠及び出産等を申し出た職員に対し育児休業に関する制度を個別に周知し、申請意向等を確認することを規定し、同条第2項でその申し出により職員が不利益な取扱いを受けないように規定するものです。

第21条は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備として職員研修の実施及び相談体制の整備等を規定するものであります。

議案書14ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（高橋聖子君）

育児休暇の今の取得状況を教えていただけますでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

育児休業の取得状況ということですが、直近令和3年度で言いますと、該当となる職員の数が男性で2名、うち取得した方はゼロ。女性に関しては、対象となる方は7名で、うち7名全員取得をされております。

それから、その前、令和2年度になりますと、男性職員該当3名のうち、1名取得をされております。それから女性に関しては2名のうち、2名とも取得をされております。

以上のような状況となっております。

○議長（芝 照雄君）

高橋議員、よろしいですか。

○3番（高橋聖子君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第33号、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第34号、工事請負契約(清水最終処分場施設整備工事)の締結についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松浦司議員の退席を求めます。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、議案第34号、工事請負契約(清水最終処分場施設整備工事)の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した清水最終処分場施設整備工事について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 清水最終処分場施設整備工事。

2. 契約の方法 一般競争入札。

3. 契約の金額 6,875万円。

4. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字大宿1698番地。合名会社松浦土建。代表社員、松浦明美であります。

なお、詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長(水野博光君)

それでは、工事契約、清水最終処分場施設整備工事の締結について御説明いたしま

す。

本契約に関する施設整備工事は、一般廃棄物の最終処分場として利用しておりました清水最終処分場施設の閉鎖に向けて施設整備を行うもので、盛土、土羽の安定勾配を満たすための切土、盛土工や雨水対策の排水整備などを行うものです。

なお、詳細につきましては、別紙お配りしております図面をご覧ください。

今回の一般競争入札には、3者の参加がありました。入札参加資格要件は、鬼北町競争参加資格者名簿に登載された者のうち、宇和島市、鬼北町、松野町内に本店があり、建設業法第3条に基づく土木工事業の許可を受け、格付A等級以上の者であることとしております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格の範囲内で応札した当該業者を落札者に決定し、5月25日付で同社と仮契約を締結したものであります。

なお、落札率は94.55%となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

最終処分場ということですが、上のこの図面からいきますと、上の言ったら茶色いところですね。ここへ盛土をして整地して、あとは、受け入れないということですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

失礼します。今の御質問なんですけれども、不燃物の最終処分場といたしまして、今回の工事の概要をこの一面に載せているわけなんですけれども、当然切土の部分を通常の現場外に持っていくことには制約がございます。そういうことで、右に示します黄色い部分の箇所につきまして切土をいたしまして、左側のほうに盛土をするという計画でございます。

ここの閉鎖に至った理由につきましては、宇和島のほうの環境センターができたこ

とということがございまして、もうここの使用が不用になったことで、この現場の容量がもう少なくなったということで、閉鎖に伴う工事ということで、受入れにつきましては、今回の工事をもって終了ということでございますので御了承ください。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

工期はいつですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

今の工期の御質問なんですけれども、約8か月程度を予定してまして、令和5年2月20日を予定としております。

以上であります。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号、工事請負契約（清水最終処分場施設整備工事）の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

松浦司議員の入場を許可します。

日程第11、議案第35号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第35号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町消防団が使用する消防積載車配備のため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 消防積載車及び装備品等第3分団第1部（大宿）及び第6分団第1部（下鍵山）へ配備するものであります。

2. 備品の内訳 別紙のとおり。

3. 取得金額 1,095万6,000円。

4. 契約の方法 指名競争入札。

5. 契約の相手方 愛媛県松山市南江戸1丁目2番26号。株式会社ヤマダ。代表取締役、山田雄士であります。

なお、詳細につきましては、議案書17、18ページ及び事前にお配りしております仕様書をご覧ください。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

細かいことになるかもしれませんが、株式会社ヤマダというのは、あまり聞いたことがないんですが、会社の概要をお伺いをします。

それと、この積載車は6速のオートマチックになつるとかというように書いてあるんですが、雪道とか、沼地とか、いろんな条件の道路が消防団には求められると思うんですが、これで対応できますかお尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

しばらく休憩します。

それでは、再開を2時20分とします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

先ほど程内議員さんのほうから質問の出ました、2点について、回答をさせていただきます。

株式会社ヤマダは、消防関係の車両とそれから販売、それから、そういった消防関係の物品を扱っている会社であります。明治43年に設立をされて、山田ポンプ商会を経て、今株式会社ヤマダと称して事業を展開されている会社であります。

それから、雪道等の対応についてなんですけど、基本的にタイヤはスタッドレス、それからタイヤチェーンを装備して雪道の対応を考えております。ただ、オートマチックにした理由としましては、これは使用する団員からの要望で、現在運転免許証のほう、オートマ限定の団員が増えているということで、その対応のためにオートマチック車の購入をしたものであります。

以上です。

○9番（程内 覺君）

会社の件、了解しました。

オートマチック車については、団員の要望ということですが、下鍵山と大宿に配置

されるということで、雪、その他いろいろと想定されると思いますが、この車に4WD車はありませんか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

積載車については、四駆の対応の積載車はありません。いずれもスタッドレスタイヤ、チェーンで対応となっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、了承しました。

そうしたら、今後においては、もうオートマチック車が主流になっていく、そのオートマチック車を購入するということでもいいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

今の状況から見ると、オートマ限定の団員のほうが増えてくるんじゃないかというふうに推定されますので、このままの形で進んでいくのではないかなと思われませんが、今後とも、そういったことも踏まえながら、消防団とも検討して進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい、分かりました。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○11番（赤松俊二君）

この購入金額なんですが、2台、同じ車種、まあ言ったら性能において購入金額が

40万2,850円ほどの差額が出とるんですけども、この差額については、どういう関係でこういうふうになっとるか、それをお伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

40万という差額、ちょっと確認をいたしたいんですが、40万の差額というのは。

○11番（赤松俊二君）

購入金額。

○危機管理課長（芝 達雄君）

過去との差ですか。

○11番（赤松俊二君）

その2台。

○議長（芝 照雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時25分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○危機管理課長（芝 達雄君）

この差額は、前回の更新したときの単価でありますので、今回の予定価格の価格じゃないので、そういった差額が出ております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、よろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

ちょっともう1点なんですけども、今回の消防車積載車の装備品で、この中のちょっと一式明細を見よったんですけども、この無線関係がここの中には入ってないんですけども、今回積載車を買われるときに、今までの既存のやつはもう無線がついておったと思うんですけども、今回はこここの明細がないんですけども、その辺はどがいなっとるんで

すか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

無線機については、今回の買換え対象にはしておらず、現存の機器をそのまま移設する予定としております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

了承。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第36号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第36号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町立広見中学校特別教室棟に使用する家具を整備するため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 鬼北町立広見中学校特別教室棟 家具等。

2. 備品内訳 別紙のとおり。

3. 取得金額 3,019万5,000円。

4. 契約の方法 指名競争入札。

5. 契約の相手方 愛媛県宇和島市和霊町1929番地2。愛媛物産株式会社南予営業所。所長、一ノ本主税であります。

なお、詳細につきましては、議案書20ページ及び事前にお配りしております資料をご覧ください。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

新しい机、いすを入れるということで、古いのはどうされる、もう廃棄処分にするんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

古い分については、処分をいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

オーケー。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○4番（中山定則君）

入札の執行状況について説明をお願いします。

それと、購入する備品について、一連の配付資料の上の1学年集会所、多目的室、ここの備品、机、いすとか、音響設備は機械設備に入れるかどうか分かりませんが、そういうところの備品、それと理科室2については、生徒用の机、いすは準備されないのか。それと、音楽室についても備品は今回整備されないのか、既存の分を持ってこられるのか、その辺について説明をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

入札の件につきましては、総務財政課長が、その他の案件につきましては、教育課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

入札に関してであります。入札日は、令和4年6月8日で、仮契約が6月10日となっております。指名競争入札でして、指名業者数は5者、そのうち応札された業者数が3となっております。ちなみに納期につきましては、令和4年9月30日、落札率については、90%半ばというふうになっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

まだ全部答弁ないけど、いいですか。

○教育課長（谷口浩司君）

今ほどの備品についてでございますが、まず、図面の左上にあります、1年多目的室、ここの備品については、既存の既製品の机を購入する予定としておりますので、今回の特別教室で計上しております備品につきましては、造作をする、半分オーダーメイドという形のものでございますので、その分とは別という形になりますので、別に購入することを計画しております。

それと、理科室1じゃなくて、2番、理科室2については、既存の机、いすを利用してやるということにしております。音楽室も同様で、楽器等を使用しますので、既存の机、いすを利用して学習するということにしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

予定価格について、再度お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

物品購入の入札につきましては、予定価格を公表しておりませんので、ここではお答えしかねます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第37号、令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第37号、令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、JR近永駅改築に係る経費、統合保育所敷地外の排水路整備に係る経費、コロナ対策関連経費のほか、将来の町債償還に備えるため、減債基金積立金等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う国庫補助金・負担金、町債のほか、前年度繰越金等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ4億5,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を104億3,260万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書9ページをお開きください。

歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

2款、1項、5目、財産管理費のうち、24節、減債基金積立金1億6,610万円につきましては、地方財政法第7条第1項の規定により、前年度剰余金の2分の1を上回る額を積み立てる必要があり、将来の町債の償還に備えるため、減債基金に積み立てるものです。

次に、2款、1項、11目、生活交通路線対策費の14節、工事費29万2,000円、17節、機械器具費205万6,000円は、三島地区住民輸送協議会で使用いたします車両及びその車庫の整備に係る予算を計上するものです。

次に、2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費、12節、委託料187万円、14節、工事請負費1億6,379万円は、JR近永駅改築に係る経費を計上するものです。

10ページをお開きください。

3款、2項、2目、児童福祉施設費、12節、土壌調査業務委託料マイナス3,600万円は、土壌調査が不要となったため、減額とするものです。

同目、14節、保育所施設整備工事請負費3,500万円は、統合保育所の排水施

設に変更が生じたため、その整備に要する経費を増額補正するものです。

4款、1項、3目、予防費、12節、予防接種委託料1,300万円は、新型コロナウイルスワクチン接種4回目に係る経費となります。

11ページをご覧ください。

5款、1項、3目、農業振興費、18節、担い手農家応援給付金400万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、農業に係る売上高が減少した担い手農家に対し給付金を支給するものです。

12ページをお開きください。

9款、4項、2目、公民館費、17節、機械器具費576万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための空気清浄機の購入に係る経費を計上するものです。

次に、歳入予算の主なものについて御説明いたしますので、7ページをお開きください。

14款、2項、1目、総務費国庫補助金、1節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,746万5,000円については、新型コロナウイルス感染症対策として町が取り組む施策について交付されるものです。

18款、2項、1目、繰入金、1節、財政調整基金とりくずし、マイナス1億3,980万円は、令和3年度からの繰越金を計上したため、当初取崩し予定であった財政調整基金の取崩しを減額するものであります。

8ページをご覧ください。

19款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金3億3,198万7,000円は、令和3年度からの繰越金を予算計上するものであります。

21款、1項、1目、総務債、8節、近永駅周辺賑わい創出事業債1億5,730万円は、近永駅改築に係る経費に充てるものであります。

次に、債務負担行為補正について説明いたしますので、3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正は、情報発信強化事業及びAED整備事業を追加計上するものであります。

4ページをお開きください。

地方債の補正について御説明いたします。

2の合併特例事業につきましては、地方創生拠点施設、近永の駅のことですが、1億5,730万円を新たに追記し、合併特例事業の補正後の限度額を9億6,000万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じです。

次に、3の緊急防災・減災事業について、消防施設を20万円増額し、限度額を1,420万円とし、緊急防災・減災事業の限度額を1億9,290万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じです。

5の過疎対策事業について、保育所を100万円減額し、限度額を7億8,650万円とし、過疎対策事業全体の補正後の額を15億2,980万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

9ページの2款、1項、15節、近永駅の工事ですが、1億6,379万円、これは建物自体の取壊し賃も入って建て替えた分の値段ですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

近永駅につきましては、まず、仮駅舎のほうを設置後、旧駅舎を取壊しをいたしまして、その後に、新駅舎を改修と。それに併せて、横に広場を整備させていただく予定となっております、それらに係る予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○8番（福原良夫君）

ということですが、これ1億6,000万相当、予算と言えば予算なんですけど、本当にかかるんですよね。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

実施設計のほうが5月末に終わりました、それにより予算を計上させていただいているところです。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、了承ですか。

○8番（福原良夫君）

もう一つ、ほかの問題ですけど、鬼のまちづくりということで、近永駅いろんなイベント等々やるのに、目立つたできれば駅にしたいという皆さんの意見もあったと思います。その中で屋根にですね、どう言いますか、鬼の造形物ですよ。もし、そういうのを置くとしたらですよ。これ何トンぐらいに耐えられる構造になっとるか分かりますか。

○町長（兵頭誠亀君）

今御質問の造形物については、この駅舎とは別に、海洋堂さんのほうと協議をしてくれという指示は出しております。近永駅にもぜひとも欲しいという気持ちはあるんですけども、屋根の上ということについては、想定しておりませんでしたので、強度というものについては、計算しておりません。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

屋根上は想定はないという、それはそうでしょうけど、大体屋根の上に物を置くものじゃないですかと思うんですが、近永駅、ちょっと人から見て、あっこは珍しいなというような印象を与えるのも1つの手かと思うんですけども、その点、また考えてくれたらと思う。どうですか。

○町長（兵頭誠亀君）

一番最初には、私は列車が見える北宇和高校の寮ということで提案をさしあげましたけども、少し圧迫感があるということで議会からも御批判をいただきましたので、それは取り下げる。そのような協議の中で、1つのコンセプトとして駅を利用する方、または駅を通った人に、駅というものを見せると。こういうふうな駅なんですよというようなことの空間というものを大切にすべきじゃないですかというふうな専門の方々の御意見、また、それを賛同していただいた近永の地域の方々の御意見を参考に、今回設計をしたというふうな状況でございます。

内容については、全員協議会でお話をさせていただいておりますので、私からは差

し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

そのほか、質疑はありませんか。

○6番（山本博士君）

10ページ、3款、2項、1目、18節、子育て世帯生活支援特別給付金が計上されておりますが、詳細をお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（善家直邦君）

失礼いたします。こちらの事業につきましては、新型コロナウイルス影響が長期化する中で、食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給するものです。

対象者は、令和4年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受けている令和4年度非課税の方、それから高校生だけを養育する非課税の世帯、家計が急変して非課税世帯と同様の事情にあるような方となっております、令和5年2月末までに生まれる新生児の方も対象となっております。

給付額は児童1人当たり5万円ということで、7月中旬には支給が開始できるよう現在システムの改修などの準備を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか。

○4番（中山定則君）

補正予算書の3ページの債務負担行為補正の情報発信強化事業の内容について、それと9ページ、2款、1項、11目の14節の工事請負費の三島地区公共交通車庫整

備工事請負費と17節の機械器具費の205万6,000円の分なんですが、三島地区公共交通、この概要について説明をお願いします。運行形態、どこからどこまでかというのと、デマンド交通なのか、それと先ほど三島地区住民協議会ということを出されましたが、協議会で運用するのにこの交通は運行されるのか、その辺について、今回の三島地区における公共交通の運行についての説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

債務負担行為補正及び三島地区の公共交通につきまして、企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

債務負担行為における情報発信強化学業につきましては、ホームページリニューアルを予定しておりまして、そちらに係る額を計上させていただいているところです。今年度で仕様が確定し、調整を図っていくような予定で計画をしております。

次に、9ページの三島地区公共交通車庫整備等工事請負費と機械器具費でございますが、三島地区において、現在、三島地区住民輸送協議会準備会、そちらのほうを設置させていただいて、地区を主体に御協議をいただいているところでございます。

協議いただいた中で、まずは車が必要となってくるというところで、今回協議会のほうともお話をさせていただいた中で、1,000CCの四駆の車両のほうを町で購入をさせていただき、御利用をいただきたいと考えまして予算を計上させていただいているところです。

併せて、利用の際に待機となる部分に簡易式の簡易車庫、公民館の敷地内のほうで設置をさせていただき、事業終了後の保管については、もう既存のシャッター付の車庫のほうで格納をしていただきたいということで、住民輸送協議会の事務局と協議をさせていただいているところでございます。

最後に、全体のどういった住民輸送事業というようなことで御質問がございましたが、先ほども説明いたしました、地域で設置いただいた協議会を中心に運営をしていただくと。現在、対象としては、交通の不便地域の方を対象とさせていただくというふうに予定をしております、ドライバーの方というのは、地元の御協力をいただく方で運営をしていただく、そういった予定で検討をさせていただいているところでございます。

概要は以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

ホームページの調整ということなのですが、1,400万余りですね、1,481万円。かなり高額なのですが、どういうところをホームページ、直されるのか。その辺ある程度詳しくお願いします。

それと、三島地区住民協議会で内容が決まっていくということなのですが、今回まだ細かいどういう定期路線なのか、定期路線というか、どこからどこまで運行するのかとか、料金とか、運行主体はとも住民の方がドライバーになってということなのですが、そういう細かいことが決まってないこの段階で使う車を町が購入するということなのか、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

ホームページにつきましては、現在御利用いただいているホームページを全面リニューアルという形で計画をしているところでございます。他の自治体のホームページの内容、仕様、詳細等を確認する中で、最終的にどういった設計にするかというのを検討し、リニューアルのほうをしていきたいと考えているところでございます。

次に、住民輸送の運営形態ということでございますが、これは、あくまでも地元の協議会さんのほうを主体に御検討をしていただく中で、料金等も決まっていくような形を取らせていただいております。最終的にかかる経費のうち、一部を町が補助をさせていただくという形で予定をしているところでございます。

今後、詰めていく中で、公共交通会議という会議に諮らせていただき、有識者の方含めて、この事業というのを認めていただくという流れが必要になってくるのかなと思っております。これは定期路線ではなくて、事前に予約をしていただく中で御活用をいただくということで現在進んでおります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

地域公共交通会議にかけて許可をもらわないと運行できないということだと思っておりますが、国道もまたいだり、国道も通ったりすることが考えられます。それと、先ほどの繰り返しになるんですが、この段階で車を購入しなければならない理由が、ちょっと分からないんですが、再度お願いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

先般の区長・組長におきまして、三島地区の方には御説明をさせていただいたんですが、事業の実施を12月を目途に開始させていただきたい、そういった時期で何とか実施をしたいというような部分もございましたので、事前に車のほうを購入させていただいて、準備に先に用意をしておくということで、今回予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○4番（中山定則君）

3回超えて申し訳ないんですが、そしたら陸運局のこの許可とか、そういうものが12月までに取れるのかどうか、そういうこともあると思いますし、利用見込みとかも、ある程度目途が立って購入、利用者の利用見込みも目途が立って購入されるということと理解していいんですか、その辺お願いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

事前にアンケート等を取っておりますので、その状況を企画振興課長から答弁させていただきます。

○企画振興課長（小川秀樹君）

アンケートの中で御活用したいというような声をたくさんいただいている中で、今回これを進めているわけではございますが、利用見込みということで、区画地域の設定自体をバス停から何百メートル以内に設定するとか、そういった部分で若干人数はまた変わってくるのかなと思っております。

あと先ほど御質問をいただいた中で、陸運局の関係手続等の話だったと思うんですけど、そういったものも事前に事務局のほうに確認をしながら、最終的に12月に間に合うような形で調整を進めさせていただいたところであります。

まず、国道等を走る見込みがあるのかということでございますが、先般、地元で御協議させていただいた際には、三島地域内を御利用するのであれば、国道を一部どうしても走らないといけないところがございますので、そういった部分については、認めていただけるんじゃないかということで、一応御説明はさせていただいたところでございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

利用の状況について、もしかしたら利用がないんじゃないかなというふうな御意見もあったんですけども、これまで私が就任してから、5年間で、各議員さん方がそれぞれの地域で苦しんでいらっしゃる、そういうふうな御家庭、おじいちゃん、おばあちゃんの姿というのは、集団としてあるわけではないと私は思っております。やはりそれぞれの地域で本当に困っている方をピックアップしていただいた議員さんの声というものもしっかりと受け止めなければならない。それを数年前は愛治地区、それで今回、三島地区に打診をしてなってきたという状況がございまして、まずは今回、これを行うことによって、今日の午前中も申し上げましたけども、地域のコミュニティと、自治コミュニティというものが復活、また膨らんでいけば、付加価値というものもできるんじゃないかなというふうな狙いといたしますか、思いもあるわけであります。

それと、自動車なんですけども、これは議員さんも御承知のとおり、今発注してもなかなか来ない状況もありますので、私は12月という話を聞いたので、もう予算に上げよと、私から支持をしたところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

1ページの町債についてお聞きします。

前年度町債6億3,500万ということで9.1%だったんですが、今年度は26億2,000万円ということで26.3%、大体町税と地方交付税で49%ぐらいしか入らないんですが、ほとんど借金で賄うようにこれを見たらなっとるんですけど、この町債を返す当てはあるんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

前の予算委員会するときにも少しお話をしたんですけども、もちろん今回の中学校とか、それから保育所をやるときには大きな金額が要る。国庫補助がなければ借金をせないかん。起債については、前にも申し上げましたけども、過疎対策事業債と合併特例債というものでお借りをしたお金の7割が交付税の中に償還経費ということでしっかりと入ってきております。

ですから、10億あれば7億、10億借りればその10億の償還で11億、返すときには11億の70%は国からの交付税が措置できる、これが過疎対策事業というやり方でございます。

借金を返す見込みというのは、これまで就任以来、公共施設の整備基金というものが今9億ぐらい積み立てましたし、今回も減債基金ということで繰越金の半分を積み立てております。これも今から先3年間、4年間で積み立てれば一番のマックスのときの償還のときの分に間に合うというふうなことで計算をしております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

9ページのさっき中山議員から質問がありました、三島地区公共交通車庫整備工事請負費等について、再度お伺いをします。

この事業については、車庫、今のところ、この協議会としては10名ぐらいの方々が、そういうことやったら運転手に名乗りを上げて協力しますよという形になっています。そういった中で、車庫等の要望もあったことかと思いますが、ここに書いてある車庫については、予算も少ないので、車庫はできないのかなと思っていますが、今ある公民館の車庫を利用して、公民館に入っている軽トラを出して、30万余りの予算でそこにを入れる車庫を作るということでしょうか。

それと、今の公民館の車庫に車を入れるとなれば、やっぱりシャッターがあるんですが、私、自動シャッターにこだわるんやけど、シャッターは本当に自動のシャッターは、私ごとで恐縮ですが、毎日朝晩開け閉めします。これは本当に値段に変えがたい大変便利なものです。そういった意味で、シャッターの予算等はどれぐらい見積りとかは取られてますかお尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの車庫の件であります、以前、一番当初に御相談いただいた際に、当初は

現在ある倉庫の横に屋根つき、シャッターつきの車庫を作って、ちょっと消防の鐘みたいなものも移設してということで、見積りも取った中でちょっと検討させていただいていた部分はあったんですが、消防の鐘の部分の移設費、また車庫等の整備費用等が結構高額になった部分もありまして、改めて公共交通会議の事務局さんとちょっと御相談をさせていただく中で、今ほど程内議員が言われたような事業が終了した際には車を入れ替えて、現在シャッターつきの中に車を入れて、公民館の公用車を外にちょっと出すということで、事務局さんと調整をさせていただいたところでございます。

2点目のシャッターだけという部分の見積りは取ってない部分ではございますが、車庫全体として、繰り返しになりますが、ちょっとかなりの経費が必要になる見込みでありましたので、今回の整備の仕方とさせていただいたところございまして、御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

それは十分に理解もできますが、やはり毎日の出入り、今のところ、運行が朝8時からで協議会としては進められていますが、やはり朝来て、今ある車庫にシャッターを開けたり閉めたり、なかなかみんな気持ち的にはボランティアで基本的にはやってもらうわけやけん、そこら辺の気持ちは酌んで、やはり負担がかからないようなことをお願いをしていくのが本当やないかと思うんですが、その辺の考え方について改めて。

それと、町長にお伺いしますが、やはり三島地区でこういう事業をみんなの協力を得ながらやっていこうかというようなことですが、やっぱり1つのモデル地域として鬼北町内いろんな不便なところがたくさんあるんですが、そういったことで、こういう体系を広めていくことも考えられておるのか。そうすれば、目安としてちゃんとしたものをやっぱり作ってほしい。そういうこともありますが、その辺の考え方についてお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

今の話を伺って、協力をしていただく方の負荷というものを考慮しなければならないという御提案やと思うんですけども、まずは私、分からないんですけども、シャッターだけというようなものはあるんですか。シャッターだけ交換というのはあるんですか。

○9番（程内 覺君）

もしも。

○町長（兵頭誠亀君）

もしシャッターだけというような改造があるのであれば、少し検討させていただきたいなど。ただ、これはこれとして次の部分、今からももちろん三島で少し運用開始していただいて、軌道に乗った場合に、また次の地域ということをお願いをしていくことについては、私も考えております。出始めだからということで、立派なものというか、出始めちょっとだけ我慢していただいて、少し今言われました電動の部分というのは、切なる希望ということであれば、そこについては考慮しなければならないなど。

また、それがそれ以上に軌道に乗った場合には、逆の、それから先ほど言いましたような自治コミュニティのすばらしい広がりというものがあれば、違う方向にもいくんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺りも期待したいところだと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

松浦議員、賛成ですか、反対ですか。

○10番（松浦 司君）

反対の立場で討論に参加します。

よろしいですか。

○議長（芝 照雄君）

はい。

○10番（松浦 司君）

今回の補正予算の中には、大変重要な案件が入っております。中でも、JRの近永駅の改修工事については、大変重要な案件だと認識しておるわけでございますが、このような重要案件については、当初予算に出していただいて、慎重に審議するべきであると私は考えます。やむを得ない事情で補正予算で出す場合は、やはり予算委員会を設置しておりますので、予算委員会に付託をし、時間をかけて慎重に審議するべきだと考えております。

また、再三、全員協議会で説明、質問等ありましたが、議会からの提案は改善されておられません。

町のシンボルとなる大切な駅舎と考えます。時間をかけて素晴らしいものになるように、見切り発車をするのではなく、例えば説明の中にありました観光DMOを設置して切符販売、また管理を委託するというのであれば、設立を軌道に乗せて、それから議会に提案されるのも筋ではないかと思う。もう一度精査検討が必要であり、充実した駅舎となるよう努力をしていただきたいと思います。

私は、今回の補正予算には、時期尚早、時期早々だと考え、反対をいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、次に、原案に賛成の議員の発言はありませんか。

○5番（末廣 啓君）

私は、賛成の立場で。この近永駅の改築については、もう3年程前ですか。産官学、北高生も含めていろいろと検討をして、みんなが知恵を出して設計、作り上げてきました。

先ほど町長も言われましたが、町長は駅の上に教育寮を造りたいというふうなことでした。そこについては、議会のほうで圧迫感がある、駅前が狭くなるということで反対をして、取り下げてもらったわけなんです。駅についてもかなり低いものになっていますし、駅前も広くスペースも取れています。十分駅として可能だと思いますし、十分住民の声も受け入れてもらっていると思います。

先日、ランニングコストの面についても説明をいただきました。職員、住民、学生皆一生懸命になって知恵を出していただいております。今ここで反対して、時期尚早ではないと僕は思っております。

ぜひ、この件について、皆さん今までの努力を無駄にすることなく、この補正を通していただきたい、かように考えます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（芝 照雄君）

起立少数です。

したがって、議案第37号は否決されました。

日程第14、同意第4号、鬼北町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第14、同意第4号、鬼北町固定資産評価員の選任について、提案理由の説明をいたします。

令和4年4月1日付、職員の人事異動に伴い、町民生活課長を鬼北町固定資産評価員に選任するため、議会の同意を求めるものであります。

選任いたします固定資産評価員は、住所、鬼北町大字西仲126番地。氏名、善家直邦。生年月日、昭和43年9月15日生まれであります。

以上、よろしく御審議のほど御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

これから質疑・討論一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑・討論なしと認めます。

これから同意第4号、鬼北町固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

善家直邦君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、善家直邦君に同意することに決定いたしました。

日程第15、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり、派遣することにしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり、派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後、変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては、議長に一任することに決定いたしました。

日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を一括議題にしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を一括議題とすることに決定いたしました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続審査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項についての継続審査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続です。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続審査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和4年第2回鬼北町議会定例会に提案しておりました案件につきましては、それぞれ慎重に御審議いただき、1件を除き、原案どおり議決いただき、誠にありがとうございました。

否決されました案件につきましては、住民生活の影響に極力回避するよう努力する一方、これまで同様、北宇和高校の存続、JR予土線の存続、町なかエリアの賑わいの創出に向け、これまで同様、努力してまいります。

これをもちまして、令和4年第2回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

○議長(芝 照雄君)

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

（午後 3時23分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 3 番）

鬼北町議会議員（ 4 番）